

1. 令和元年第2回郡上市議会定例会議事日程（第3日）

令和元年9月18日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	三島一貴	2番	森藤文男
3番	原喜与美	4番	野田勝彦
5番	山川直保	6番	田中康久
7番	森喜人	8番	田代はつ江
9番	兼山悌孝	10番	山田忠平
11番	古川文雄	12番	清水正照
13番	上田謙市	14番	武藤忠樹
15番	尾村忠雄	16番	渡辺友三
17番	清水敏夫	18番	美谷添生

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	日置敏明	副市長	青木修
教育長	熊田一泰	市長公室長	日置美晴
総務部長	乾松幸	市長公室付部長	置田優一
健康福祉部長	和田美江子	農林水産部長	五味川康浩
商工観光部長	遠藤正史	建設部長	尾藤康春
環境水道部長	馬場好美	郡上偕楽園長	松井良春
教育次長	佃良之	会計管理者	臼田義孝
消防長	桑原正明	郡上市民病院事務局長	古田年久

国保白鳥病院
事務局 長 川 尻 成 丈

代表監査委員 大 坪 博 之

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局 長 大 坪 一 久

議会事務局
議会総務課
主 査 岩 田 亨 一

議会事務局
議会総務課
課 長 補 佐 竹 下 光

◎開議の宣告

○議長（兼山悌孝君） おはようございます。議員各位には、出務御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付してありますのでお願いいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（兼山悌孝君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、10番 山田忠平君、11番 古川文雄君を指名いたします。

◎一般質問

○議長（兼山悌孝君） 日程2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてお願いをいたします。

なお、質問の順序はあらかじめ抽せんで決定しております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いいたします。また、答弁につきましては、要領よくお答えされますようお願いいたします。

◇ 田代 はつ江 君

○議長（兼山悌孝君） それでは、8番 田代はつ江君の質問を許可いたします。

8番 田代はつ江君。

○8番（田代はつ江君） おはようございます。朝晩少しずつですが涼しさを感じるようになり、秋の気配を感じております。きょうは、一般質問初日の一番ということで大変緊張をしておりますけれども、よろしく願いいたします。

それでは、議長より質問の許可をいただきましたので、ただいまより通告に従いまして、一般質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

最初に、高齢者の安全運転支援と移動手手段の確保ということで質問をさせていただきます。

東京、池袋で、87歳の高齢者が運転する車が暴走し、母子2人が亡くなった事故以降も、高齢運転者による事故が続いています。近年、交通事故の発生件数は、減少傾向にありますが、75歳以上の高齢運転者の死亡事故の割合は高まっており、単純ミスによる事故も目立ちます。国は、2017年施行の改正道路法で、75歳以上の免許保有者は、違反時や、免許更新時に、認知機能検査を受けることを義務づけましたが、今や、高齢運転者の安全運転支援は、待ったなしの課題です。

また、郡上市を初め、過疎地域では、生活の足として車が欠かせない高齢者も多く、自主的に免許を返納した場合の地域における移動手段の確保も欠かせません。

最初にお聞きいたします。

郡上市においての、最近の高齢者による交通事故の実態と、免許証の自主返納の実態を教えてください。

○議長（兼山悌孝君） 田代はつ江君の質問に答弁を求めます。

総務部長 乾松幸君。

○総務部長（乾 松幸君） 高齢者における交通事故の実態と、免許証の自主返納の実績ということについてお答えさせていただきたいと思います。

郡上市内での、昨年の市内居住者に限った交通事故でございますが、49件発生しております。そのうち、65歳以上の高齢運転者による事故は、17件ということで、割合で言いますと35%を占めておるといってございます。

6月末現在の郡上市における普通自動車免許の保有者数は、2万9,003人でありまして、そのうち、65歳以上の方の免許保有者数は、9,294人ということで32%を占めているということでございます。

事故の割合は、免許証の保有率よりも若干高いかなというような感じということでございます。

それと、ことしでございますけれども、ちなみに6月末までの半年で市内の交通事故は、20件発生しておりまして、高齢者事故は、そのうち、6件ということで30%を占めておるといってございます。

市民の方の免許証の自主返納者数でございますが、昨年は、109名の方が自主返納されておりますが、ほとんどが65歳以上の方ということでございます。年々、返納者数は増加傾向にありまして、ことしは、8月末現在で、早くも113名ということで、昨年の数を超えておるといって状況でございます。

これにつきましては、議員がおっしゃいました、4月の東京、池袋での事故を初めといたしまして、こうした事故の報道後に返納が高まっていると、増加しているということでございます。あと、免許更新の際の講習会での啓発でありますとか、御家族の理解もあって、高齢者の返納意識が高まっているということはおうかがえるというふうに思っております。

なお、今、高齢者を65歳以上ということで少し若い気もしますが、警察の統計上は、65歳以上を高齢者ということにしておりますので、済みません、こういった数値になっておりますので、よろしくお願いたします。

（8番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 田代はつ江君。

○8番（田代はつ江君） 65歳以上が高齢者となると、もう私たちは、ずっとそれを超えておりますので、ちょっとあれかなとそういう気もいたしますけれども、そういうふう基準が設けられておれば、その言い方も仕方ないと思います。

多発する単純なミスによる高齢運転者の事故を防止するため、車のメーカーが、安全運転サポート車や、後づけのペダル踏み間違い時加速抑制装置の普及と、高齢者を対象とした購入を促進しています。購入時に一部補助金を出している自治体もあると聞いております。郡上市も購入希望者に補助金を出すことにより、高齢運転者の事故を少しでも少なくすることはできないのでしょうか。

これは、9月3日の毎日新聞に出ていたものを持ってきましたけれども、志摩市では、この高齢者の事故防止のために、加速抑制装置などの補助金を議会に提案して、そして、それを可決したと、そういうふうにお聞きしておりますけれども、補助対象者は70歳以上の市民で、補助額は、新車購入は3万5,000円、後づけは2万円で、1人1台に限る。計120件分の利用を見込んでいると、こういうふうにありますけれども、この志摩市というのも郡上市と似ていると言ってはちょっとあれですけれども、なかなか、公共交通機関が限られていて、移動手段が車でないと大変だという、そういう地域だということも伺っておりますけれども、この点について、郡上市がどういうふうにお考えになっているかということをお聞きしたいと思います。

○議長（兼山悌孝君） 総務部長 乾松幸君。

○総務部長（乾 松幸君） それでは、安全運転サポート車の補助金のことについてお答えさせていただきます。

初めに、安全運転サポート車でございますけれども、これは高齢者に限らず、全ての運転者に向けて、交通事故の発生防止でありますとか、被害軽減対策の一環として、衝突被害軽減ブレーキでありますとか、ペダル踏み間違い時加速抑制装置、また、車線逸脱警報装置などの機能をそろえた自動車のことをいいまして、一般的にですけれども、サポカーと略されています。

高齢者のブレーキとアクセルの踏み間違いによる事故が注目される中で、こういったサポカーの需要は徐々に高まっていると思っています。この安全運転をサポートする車の機能でございますけれども、購入時に装備されているものと、機能は一部に限られますが、現在保有している車に後づけでつけられるもの2種類あるというふうには伺っております。

県内にも、サポカー導入に対する補助金を交付している自治体というのは、幾つかございます。内容的には、65歳以上の市民を対象として、300万円以下の新車購入時に2万円から3万円、また、さらにサポート機能が多い場合は、追加で1万円から2万円を補助するというものがございます。もう一つですけれども、後からつけられる機能といたしまして、ペダル操作を間違えてアクセルを踏んでも急発進しないような抑制装置もございます。機種によりますけれども、4万円程度からの購入は可能となっているようでございます。これらの補助金については、県内には事例がないよう

ですが、全国的には1万円から10万円までの補助制度があるということでございます。

新車の購入となりますと、かなり高額な資金が必要になるということで、数万円の補助金があるから買いかえるというよりは、更新時期が来たから買いかえるという理由のほうが多いのではないかなというふうに思います。このサポカー購入補助金につきましては、ちょっと慎重に検討させていただきたいと思います。そうはいいつつ、新型の車種に買いかえすることができない方への支援といたしまして、後づけ機能に対する補助金につきましては、他市の導入状況、事例も参考にしながら検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(8番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 田代はつ江君。

○8番(田代はつ江君) 補助金を出してみるところの現状は、財政事情が許される地域に限られていると、そういうようなこともありましたけれども、逆の地域こそニーズが高いのではないかと、そういうことも思いますので、必要とする高齢者が、自動車を安全に使える社会が求められるということが大切だと思いますので、よろしくお願いいたします。

その次に、安全運転サポート車の一つの機能として、白線をはみ出すとブザーが鳴る車があるそうです。せっかくこの機能がついていても、長い間には、経年劣化して白線が薄くなってしまうと、この機能に反応をしないということもあるそうです。今後、白線を引き直すということも随時お願いをしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長(兼山悌孝君) 総務部長 乾松幸君。

○総務部長(乾松幸君) 区画線の対応についてお答えさせていただきたいと思います。

議員がおっしゃいます、車線逸脱警報装置でございますけれども、車に装備されたカメラが道路上の区画線を検知して作動するわけでございますが、当然、区画線が消えていたり、消えかかっていたりしますと、カメラで検知できないということでございますので、警報装置が作動しないということがあるようでございます。

市道につきましては、道路管理者である建設部において、定期的に道路パトロールを実施する中で、路面等の異常箇所等を発見した場合には、早急に修繕するように努めているところであります。消えかかっているような区画線につきましては、そういったパトロールで随時確認しながら、適正な道路維持管理の中で引き直しなどの対応に努めていきたいというふうに思っています。

なお、この車線逸脱警報装置でございますけれども、ある一定の速度に達しないと機能しないということでございます。50キロ以上であるとか60キロ以上であるとか、そういったスピードに達して初めてその機能が作動するというところでございます。そういったことを考えますと、特に国・県道、そういった大きい道路が重要になってくると思いますので、それぞれの道路管理者と連携をとりながら、対応をとってまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

(8番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 田代はつ江君。

○8番(田代はつ江君) 私の車にはそういう機能がついておりませんので、白線出たときに鳴るとか聞いただけでよくわかりませんが、おっしゃるとおりだと思います。国道とか県道とかそういうところで、ある程度スピードが出たときにそういう機能が發揮するんだとそういうことも思いましたので、よくわかりました。

最後に、このことに関して、高齢者の免許証の自主返納に関してですけれども、いろいろ市のほうで行ってはいてくださいますけれども、さらにコミュニティバスやデマンド型乗合タクシーの導入など、地域公共交通ネットワークのさらなる充実を今後検討していただきたいと思いますので、簡単に結構ですけれども、よろしく願いいたします。

○議長(兼山悌孝君) 市長公室長 日置美晴君。

○市長公室長(日置美晴君) お答えを申し上げます。

市の公共交通に関する計画では、高齢者の皆さんが、安心して暮らせる公共交通の充実を基本方針の一つに掲げまして、交通空白地の解消ですとか、通院、買い物などを考慮した運行ルートやダイヤの見直しなどに取り組むこととしております。

この計画に基づきまして、これまでも、八幡町西乙原地内、大和町大間見地内の自主運行バスのルート変更ですとか、八幡町亀尾島地区における、乗合タクシーの運行などで、交通空白地の解消を図ってきましたし、また、事業者路線では、地域の実情に合わせたバスの増便やダイヤの変更、あるいはバス停の増設を実施してきたところでございます。

御質問中の、コミュニティバスやデマンド型タクシーの導入につきましては、現在の運行形態を大きく変換をしなければならないということで、運行主体や乗務員の確保、また大きく増加することが予想される予算的な問題など、幾つかの課題を解決しなければならないですし、効果的な利用の仕組みなどもあわせて検証しなければならず、慎重な検討が必要であると考えております。

担当課では、昨年度から、地域ごとに公共交通に関する懇談会を行ってきておりまして、こうした場において、御利用いただけている方はもちろんですけれども、御利用いただけていない方々の声もお聞きしながら、引き続き、地域の実情に合った地域公共交通ネットワークのさらなる充実について、検討を重ねてまいりたいと思います。

なお、この懇談会の中では、公共交通に乗ったことがなく不安であるとか、バスの乗り方を知らないとおっしゃるお声もありますので、公共交通に乗りなれない高齢者の皆さんを、お出かけを支援するために、公共交通を利用したお出かけプランなどを作成しまして、このような懇談の場や地域イベントなどの機会に御説明をさせていただいているところでございます。

今後も、地域の実情に合った地域公共交通のあり方について、市民の皆さんの御意見を踏まえた、

検討と見直しを行ってまいりますとともに、より多くの皆さんに公共交通を御利用いただけるよう、乗り方教室なども初めとしまして、周知活動もあわせて推進していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(8番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 田代はつ江君。

○8番(田代はつ江君) ありがとうございます。確かに乗り方から私たちも今、返納してバスに乗ろうと思ったり、いろんなことに乗ろうと思うと、どうやって、どこで切符を払って、お金をどういうふうにするのかなんて、そこら辺からもうわからなくて、ついおっくうになってしまうようなこともあると思いますけれども、今おっしゃった、地域公共交通の懇談会等を踏まえて、出た意見を皆さんに幅広く周知していただきますようお願いをしたいと思います。

当たり前という言葉がありますけれども、広辞苑の中に、当たり前という言葉は、「そうあるべきこと」とあります。そうあるべきことということは、社会のありようによって変わる、見直さなければならぬこともあると、そういうことが書かれておりましたけれども、今や、高齢者による自動車運転は、当たり前なのだが、対応が追いつかないために、交通事故が続発していると、そういう状況だと思いますので、今後も、このことについては、よりよく検討していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

では、次の質問に移りたいと思っております。

今シーズンの踊りを終えてということで、質問をさせていただきます。

平成が幕を閉じ、令和の時代が明けて、早いもので4カ月余りが過ぎました。あのときの感動的な郡上おどりの報道も功を奏して、ことしの踊りは観光客の数も大変期待をしていましたが、踊り初めが、あいにくの悪天候になり、それに加え、お盆に大型台風が日本列島を直撃というニュースが早くから流れました。ことしは、曜日の流れが大変良かったにもかかわらず、少し番狂わせがあったと思いますが、踊りシーズンを通して、お客さんのおいでになった数字は、どんなふうだったでしょうか。

まだ、踊りの閉幕から余り日がたっておりませんので、細かなことはわからないかと思っておりますけれども、わかる範囲で教えていただきたいと思います。

○議長(兼山悌孝君) 商工観光部長 遠藤正史君。

○商工観光部長(遠藤正史君) 私のほうから、踊りのほうの今シーズンの状況について説明させていただきます。

令和元年度の郡上おどりは、29万3,000人と昨年と比べまして、2,300人の増加となっております。議員おっしゃられたように、7月の発祥祭については雨でしたし、また、8月15日の徹夜おどりにつきましては、台風の影響によって、午前零時15分に中止を、16日になってからですけれども、中

止としておりますけれども、8月、9月におきましては、土日の天候も回復したということで、また、令和を徹夜で迎えたイベントのマスコミ効果によって、踊りの客数につきましては、昨年より少しだけ伸びております。

あわせて、白鳥おどりになりますけれども、こちらのほうは、9月22日の拝殿踊りと、28日の変装踊りを残しておりますけれども、8月24日に一旦踊り納めが終わっております、6万6,600人と、昨年比でしますと、8,900人の減少となっております。

こちらのほうは、同じように8月15日の台風の影響で、昨年比で、1万1,400人の減少となったことが大きく影響をしております。

(8番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 田代はつ江君。

○8番(田代はつ江君) それでは、今、数字等はわかりましたけれども、ことしは徹夜おどりの期間中、郡上おどりと白鳥おどりが両方できるように、シャトルバスが運行されましたが、その利用実績と利用された方の感想はいかがだったかということをお聞きしたいと思います。

私がちょっとお話を聞いた中では、バスの乗降するところが暗くて、余り防犯上よくないとか、それから踊り会場から離れていて、わかりにくいと言うんですね。どこでバスに乗っていいのかわかりにくいとか、そういうことをお聞きしたんですけれども、そちらのほうで把握してみえる分を教えていただきたいと思います。

○議長(兼山悌孝君) 商工観光部長 遠藤正史君。

○商工観光部長(遠藤正史君) では、今年度行いました、郡上おどり・白鳥会場をつなぎますシャトルバスの実績でございますけれども、こちらのほうは発着所のほうを、八幡は城下町プラザ、そして、白鳥は、白鳥庁舎のほうの駐車場というふうにさせていただきました。

1日3往復で、1往復目のほうが、八幡発白鳥行きですけれども、23時30分。そして、逆に白鳥から八幡行きが24時、ちょうど零時ですね。そして、2往復目のほうが、八幡から白鳥行きが2時、そして、戻りが八幡行きが2時30分。そして、最後の3便目が、白鳥行きが4時30分、そして、八幡行きが5時ということで、3回往復をしたものであります。

13日におきましては、乗車人数のほうが、白鳥行き、八幡行きともに55人、55人で、110人でありました。また、8月14日につきましては、白鳥行きが41人で、八幡行きのほうが51人で、御利用のほうが92人でありました。8月15日につきましては、台風10号が接近しましたので、国道等の雨量規制による交通規制、そちらのほうを勘案しまして、始めから運休といたしました。そのため、この2日間で延べ利用者数は202人という結果となっております。

お話を聞いた中では、関西からの踊り客であったり、各務原の名古屋の女性の踊り客の方が、ソーシャルネットワークのほうでこういったことを知ったとか、白鳥のほうの飲食店に張ってある

バスのチラシを見て利用されたとかということで、割と乗っている方に関しては、お聞きすると、よいような御意見のほうが多かったと思っております。

ただ、今、議員おっしゃられたように、白鳥のほうだったと思いますけれども、そこら辺の表示が、明かりが余り明るくなかったとか、あるいは一応チラシのほうには、どこで乗れるとかそういうことは書きましたけれども、そういった周知については、徹底ができていなかったということもあったようですので、今後は、そういった点についても改善して、翌年度についても引き継いでいきたいなと思っておりますのでお願いいたします。

(8番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 田代はつ江君。

○8番(田代はつ江君) 総合計で202人ということは、やられるほうが想定してみえた数と比べて、もう少し乗られると思ったとか、予想外に乗られたとか、ちょっと感想を教えてください。突然で申しわけありませんけど。

○議長(兼山悌孝君) 商工観光部長 遠藤正史君。

○商工観光部長(遠藤正史君) 最初の日の、八幡発の城下町プラザですね。そちらのほうに市長も行かれたのですけれども、一緒にバスのお見送りをしまして、一番最初の便に大変たくさん乗ってみえたものですから、これはうれしいなと思って、手を振ったくらいにして送りましたし、また、白鳥のほうでも観光協会の職員のほうが、出るときに、向こうでも手を振ったということで、大変うれしい結果ではなかったかと思っております。多かった少なかったは、ちょっと非常に何とも言えないところもありますけれども、大変乗っていただいて、利用があったということは、今後につながっていくということでうれしく思っております。

(8番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 田代はつ江君。

○8番(田代はつ江君) 突然、済みませんでした。

それでは最後に、トイレとか駐車場とか休憩所、またごみ問題等で、大変ちょっと幅広い、いろんなことをお聞きすると大変かと思っておりますけれども、簡単で結構ですので、今後の課題となることがあれば教えていただきたいと思います。

○議長(兼山悌孝君) 商工観光部長 遠藤正史君。

○商工観光部長(遠藤正史君) 簡潔に済ませたいと思っておりますので。

トイレにつきましては、旧庁舎記念館裏のほうに仮設トイレを設けましたけれども、やはり仮設トイレは使いにくいということもあって、記念館の裏にあります公衆トイレの利用のほうに、列ができたというふうな課題がありました。今後、トイレのほうも改修をしていきますので、その中で、全体的にレベルアップをしていく必要があるかなということは思っております。

また、駐車場につきましては、市民病院のほうもお借りしまして、駐車スペースのほうを拡大したり、あるいは予備のところもいろいろ用意したんですけれども、大体うまく回転を、入れかわりがありまして、それほど混乱せずに終わったなという印象があります。

また、休憩所につきましては、ことし新たに八幡小学校の体育館のほうですけれども、無料で開放いたしました。4日間で、延べ487人の利用がありました。こういったことも、今後もっとPRしていきたいと思っておりますし、有料ではあるんですけれども、日吉町のほうの中央コミュニティセンターのほうは、こちらのほうは、もうよく知ってみえるものですから、早くから満員になってしまったという状況がございました。

あとは、ごみですけれども、今回、露天商の方との調整がうまくなかったせいもあるのかもしれませんが、設置場所が例年と違っていたというところがありまして、暗がりとかそういうところにごみを置かれる例が多かったように聞いております。

ただし、大変ありがたいことなのですが、市内の小中学生の子の、そういったボランティア清掃ですけれども、そちらのほうには、16日の朝は台風の関係で中止しましたけれども、3日間で283人の方が協力いただきまして、もうすぐ朝にはきれいな状態になった町並みを取り戻したということで、大変ありがたかったなということを思っております。

また、外国人の関係ですけれども、今回、外国人のそういった案内ができるように、ボランティアの方で語学のできる方をお願いして、いろいろとアンケート調査を含めて、ガイドをやっていただきました。そういった中で、今後、宿泊場所が割とないとかそういったことの関係で、いろいろと実態がわかってまいりましたので、今後のインバウンドのマーケティングに対して、参考にしていきたいなということを思っております。

また、夜でも大変暑いときがあるものですから、そういった熱中症ですね、そういった対策を、今後、考えていかないといけない一つの課題だというふうに思っております。今回、市民病院に搬送された方もお見えでしたけれども、飲酒による場合もありましたけれども、そういった意味で、ちょうど飲料メーカーのほうも出店されておりますので、そういった方と協力しながら、水分補給等の注意喚起を進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

(8番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 田代はつ江君。

○8番(田代はつ江君) 詳細にありがとうございます。

ただ、今のは郡上おどりに関してで、白鳥おどりに関してのことは、同じような問題もあったと思いますけれども、また後日で結構ですでお聞かせいただきたいと思います。

一番感心したのは、ごみ問題の、子どもたちがボランティア活動で清掃をしてくれたということは、本当にありがたいことだし、子どもの教育のためにも大変いいことだとそういうふうに思っ

おります。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

AEDの質問をしたいと思いますが、先日、女性防火クラブ主催の救命講習会が消防本部で行われました。3日間に99名の参加者が何グループかに分かれて、実際の人形を使って、AEDの使い方と、胸骨圧迫のやり方を3時間かけて勉強しました。救急車が到着するまでにAEDを使用すると、生存率は5倍近くになるという効果があるそうです。最近では、AEDが設置してあるところも大変ふえました。

しかし、いざというとき、これを使いこなせなければ何の役にも立ちません。AEDの講習会は、何回も何回も回を重ねなければ、いざというときに役に立ちません。

最初にお聞きします。

郡上市において、今まで救急車が到着するまでに、AEDの使用により尊い命が救われた事例を、差しさわりのないところで教えていただきたいと思います。

○議長（兼山悌孝君） 消防長 桑原正明君。

○消防長（桑原正明君） それでは、まずは、AEDを使用し救命された事例についてですが、平成28年7月に、卓球の試合中、突然卒倒した男性の事案があります。男性は65歳で、試合中突然卒倒し、意識、呼吸がない状態となり、現場に居合わせた人、バイスタンダーといいますが、この方によって、すぐに心臓マッサージが行われ、その後、この施設に設置してあったAEDを装着し、電気ショックを1回実施したところ、自発呼吸が再開しました。この方は、後遺症もなく社会復帰をされました。

なお、AEDは過去3年間で10回使用されています。このうち、ショックの適用は3回でしたが、心肺停止に必要な機器であるという認識が、市民の皆さんに浸透してきていると感じています。

次に、現場に居合わせた人の心肺蘇生法によって救命された事案としては、過去3年間で心肺停止事案が153件発生していますが、このうち、バイスタンダーの蘇生処置が行われたのは112件で、AEDで救命された先ほどの1名の方も含め、5名の方が救命されています。

今年度は、先ほど議員が言われたように、郡上市女性防火クラブ主催の救命講習が3回実施され、99名の方が普通救命講習を受講されました。このような取り組みがあって、郡上市での応急手当の普及活動が功を奏し、速やかに適切な応急手当をすることにより、今後、ますます救命率の向上が見込まれると思っております。

（8番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 田代はつ江君。

○8番（田代はつ江君） それでは次に、学校における安全教育ということでは、子どもたちの命を守るということで、突然の体調変化に対応する応急手当が必要であると思います。教職員へのAE

D講習の実施状況はどうなっているかということと、あわせて、次の質問の、教職員のAED実習は、このように絶対に必要なのだと思いますけれども、さらに子どもたちへの実習も必要だと思いますが、今後の方向性について、この2つを一括して時間がありませんので、簡潔に教えていただきたいと思います。

○議長（兼山悌孝君） 消防長 桑原正明君。

○消防長（桑原正明君） では、まず教職員に対するAEDを含む、救急講習の実施状況ですけれども、平成29年度は、21回実施し300名が受講。30年度は17回実施し136名が受講。今年度は、8月末現在で、22回実施し300名が受講してみえます。

郡上市内の教職員629名ですけれども、重複もあると思いますけど、3年間でほぼ全ての教職員が受講してもらっていると思います。

今後は、再講習を重ねることで、救命技術の向上、それから、教育委員会とも協議しながら教職員に応急手当普及員講習を受講していただき、学校内での応急手当の普及に努めていただくことも考えていきたいと思っています。

この応急手当普及員講習というのは、これを受けますと、事業所内で従業員に対して行う普通救命講習の指導ができるというものです。

また、各地域での講習においても、消防本部から訓練人形を貸し出して、自治会単位で自主的に行っていただく環境づくりも考えていきたいと思っております。

それから、次の質問の子どもたちに対しての救命措置の方法ですけれども、救命措置の方法を重要視するのではなく、命の大切さや、処置を行う勇氣などについて教えています。小学生は、高学年を対象にスクール救命士として、1時限、45分の授業の中で実施しています。中学生は、入門コースとして2時限、90分の授業の中で実施しています。高校生は、大人と同じ内容の普通救命講習、3時間を実施しています。

今後、引き続き各学校、教育委員会とタイアップをし、救命講習を実施し、応急手当の普及に努めてまいりたいと思っております。

（8番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 田代はつ江君。

○8番（田代はつ江君） 貸し出し用のAEDは、お聞きしたところによると235あるということですので、これは自治会とかいろんなところが、皆さんがリーダーになってやれる方を養成されて、そして、どんどん開かれるといいと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

それでは、最後に体に障がいのある人の健康診断についてということで質問をしたいと思っています。

少し前になりますが、交通事故により車椅子の生活を余儀なくされている女性の方から、こんな相談を受けました。彼女は、ことし40歳です。ということで、市から節目ごとに無料で受けられる

検診の通知が届きました。何事にも前向きな彼女は、積極的に申し込みをしようと思いました。が、そこで車椅子の自分が、レントゲン車同様、検診車の階段を上ることができないばかりか、胃がん検診に至っては、ベッドの上で横を向いたり、いろいろ指示を出されても、到底無理だろうと思い、市の担当課に相談をしようとして電話をしたそうです。この間、対応の問題等でいろいろありましたが、最終的には、市も受診できるよう対応して下さったという結論になりましたが、ここにたどり着くまでには、障がいを持ってみえる方がなぜと思われるようなこともあったそうです。

最初にお聞きいたします。

検診というものは、健常者も体に障がいを持ってみえる方も、等しく受診できるものだと思いますが、郡上市において、体に障がいのある方が、特に車椅子で生活をされている方は、毎年、どれくらい検診を受けてみえるのでしょうか。わかる範囲で結構ですので教えてください。

○議長（兼山悌孝君） 健康福祉部長 和田美江子君。

○健康福祉部長（和田美江子君） 体に障がいのある方の検診受診についてということで、御質問をいただきました。

現在、市におきましては、特定健診を初め、胃がん検診、大腸がん検診、子宮がん検診、乳がん検診、結核肺がん検診、また節目の年齢を対象としました骨粗鬆症検診、歯科検診などを行っています。

市としましては、障がいをお持ちの方でも、検診が受診できる体制を整えることは必要だと考えております。しかし、年齢や体の状態によりまして、検診を行うことで、危険を伴うような状態に対しましては、安全性を最優先にし、事故を未然に防ぐことが重要だと考えております。そのため、市民の皆様には検診受診は勧めてはおりますが、場合によっては、検診を受けていただくことができない場合もあります。市民の皆様には障がいの状態、そういったところについては、検診におけます情報管理の中で把握はしておりません。車いすの御利用等、体の不自由な方の検診状況につきましては、把握できていないのが現状でございます。

（8番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 田代はつ江君。

○8番（田代はつ江君） どうしても健常者に比べて、障がいを持ってみえる方というのは、心も少し弱くなってみえる部分もありますので、こういう部長からいろんなことをお聞きしまして納得はできるのですけれども、そういう説明等も、やはり本人が納得がいくように優しく丁寧にしてあげると、本当に違うのではないかとことも思いますし、最後に、こうした体に障がいを持ってみえる、特に車椅子で生活してみえる方が、安心して皆さんと同じように検診を受けられるような体制を郡上市が、どういうふうにとってみえるかということで、もしそれが、体制がなかったら、今後は、どのようなことを考えてみえるかということについてお聞きしたいと思います。

○議長（兼山悌孝君） 健康福祉部長 和田美江子君。

○健康福祉部長（和田美江子君） 現在、市が行っております特定健診、胃カメラによる胃がん検診、大腸がん検診、子宮がん検診、乳がん検診につきましては、委託しております医療機関において、車椅子の方でも安全に受診できる体制となっております。しかし、バリウムによる胃がん検診につきましては、検診のときに必要な体位をとるとか、あと、検診後にバリウムを確実に排便しなければならないといったところがあります。車椅子の方は、体の状態から安全にバリウムの検診を受けることは大変難しいと考えております。

また、結核肺がん検診や、あと骨粗鬆症検診につきましても、検診車による集団検診の体制でございます。そういったことから、車椅子の方が受診することは、大変難しい状況でありまして、受診していただくことができないのが現状でございます。他市の状況を見ましても、郡上市と同じように検診車でいう集団検診を実施しているところでは、個別の対応をできないところが多くございます。一人でも多くの方に検診を受けていただくことは、行政の願いであります。今後は、検診車による集団検診で受診が困難な方については、かかりつけ医、主治医ですね、そういったところの指示を得ながら、また郡上医師会の協力も得ながら、市内の医療機関で受診できる体制を整えていく必要があるというふうには考えております。既に実施できている他市の状況もございまして、そういったところを参考にしながら、結核肺がん検診、骨粗鬆症検診についても、実施できるように検討を進めていきたいというふうに思っております。

また、各検診の希望調査のときには、障がいのお持ちの方が申し込まれたときには、個別に相談を受けて、きめ細やかな対応をするように努めてまいります。

（8番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 田代はつ江君。

○8番（田代はつ江君） よくわかりました。私が思いましたのは、胃がん検診なんかは、もちろんバリウムなんかは飲めないし、あっち向いてください、こっち向いてくださいってこともできないから、直接胃カメラを飲めば、それでいいのではないかとかそういうことも思ったんですけども、いろいろと医療機関との相談等もあると思いますけれども、いずれにしても、障がいを持ってみえる方が皆さんと同じように検診を受けて、そして、安心して暮らせる、そういう構築をしていただきたいと思いますので、今度ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で、私の一般質問を終わりたいと思ひます。どうもありがとうございました。

○議長（兼山悌孝君） 以上で、田代はつ江君の質問を終了いたします。

◇ 森 藤 文 男 君

○議長（兼山悌孝君） 続きまして、2番 森藤文男君の質問を許可いたします。

2番 森藤文男君。

○2番（森藤文男君） 議長より、発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回は、大きく3つでございます。

1つは、食品ロス削減計画について。

2点目に、介護支援ボランティア制度について。

最後に、提案募集方式の活用についてということで、質問をさせていただきます。

皆様のお手元、執行部の皆様、また議員各位の方には、事前に資料を配付させていただいておりますので、あわせて参考にさせていただきながら、質問に入らせていただきますので、よろしく願いをいたします。

それでは初めに、食品ロス削減推進計画についてということで、質問をさせていただきます。

この質問は、3月議会でも質問させていただきました。食品ロスとは、まだ食べられるのに捨てられるというふうなことで、年間に642万トンというくらいの廃棄ということで、もったいないということで、非常に大きな社会問題にもなっております。

3月議会で、食品ロスにかかわる本市の取り組みについて質問をさせていただきました。商工観光部、環境水道部、教育次長のほうからそれぞれ御答弁をいただきました。

商工観光部長の答弁の中に、「3010運動については、生活習慣であるので、普及には難しい部分はあるが、食品ロス削減、3010運動の推進については、市役所内で取り組みに向けて、関係部局と協議をしていきたいと考えます」とありました。

また、環境水道部長には、食品廃棄物処理の観点からまず答弁をいただき、今後における市民への食品ロス削減の取り組みとして、郡上人氣質の継承、これはもったいないという精神と食品ロス削減の手法の紹介、御家庭などで気軽にできる削減等のPR、これは岐阜県のホームページに出ていることでありますが、その推進を含め、担当部局と協力しながら継続して取り組んでいくとありました。

教育次長のほうからは、食農活動等の取り組みや、郡上市食育推進計画などの食育によって、食品ロスの削減につながる取り組みを行っているというふうに答弁がございました。

3月議会閉会後に、執行部との意見交換会という席が設けられたときに、私、質問した後でございましたので、一体この席でどうなんだろうというふうにして、非常に気にはしておりました。そこで、市長さんが声をかけていただきまして、「3010運動について紹介をしてみなさい」ということで、皆様に紹介をさせていただきました。そのときに、本当に議員の方も、「30分たったで、席立って食べてええか」とか、「次に行ってええか」というようなことの配慮もいただきました。こういったことで、市長さんのほうからもそう言って、早速そういった取り組みに向けての配慮もし

ていただき、実践をしていただいたことには非常にうれしく、感謝を申し上げます。

それから、3月議会から6カ月が経過をいたしました。食品ロス削減の取り組みには、本当に波及はしているのか。またこのときに、私、自治体間のネットワークの構築のことで、全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会というのがあるのですが、ここの参加というのが、私は今後これに限らず、自治体間のネットワークというのは非常に今後大事だと思っておりますので、こういった協議会にぜひ参加をしたらどうですかというようなことも申し上げました。そのことも含めて検討はしていただいているかということを確認したいと思っております。

まず、この全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会について簡単に申し上げますが、ここにおいしい食べ物を適量で残さず食べきる運動の趣旨に賛同する地方公共団体により、広く全国で食べきり運動等を推進し、もって3R——3Rというのは、リデュース、減らす、リユース、繰り返し使う、リサイクル、再資源化するというその3Rですが——3Rを推進するとともに、食品ロスを削減することを目的として平成28年の10月10日に設立をされました。自治体が基本であります。令和元年8月6日現在で、全国では1,741の自治体がございますが、そのうちの396自治体が参加をしております。

こういった協議会にぜひ参加をしていただければ、非常に情報等の共有もしていただけるということで提案を申し上げたのですが、そこら辺、その2点にわたって、この食育に関する削減の取り組みが波及しているのか、その後6カ月たちましたが。また、このおいしい食べきり運動ネットワーク協議会への参加を検討されたか、以上について、最初に御質問いたしますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（兼山悌孝君） 商工観光部長 遠藤正史君。

○商工観光部長（遠藤正史君） 私のほうから回答させていただきます。

まず、3月の定例会におきまして、生活習慣等でありますので、そういった食品ロスについては大変重要なことでありますけれども、郡上市でどうやってやっていくかというのは、なかなか簡単ではないんじゃないかと思ったところで回答をしておりますけれども。

まず、4月に入りましてから、まず一つは、市民の皆様がそういったもったいないであるとか、ごみの減量についての意識を高めるという意味では、まず、みずからが実践しなくてはいけないんじゃないかというのを一つ考えまして、自分のほうで庁議と言います市の幹部会がありますけれども、当然、市長入って、あと部長、振興事務所長が入る会議がありますけれども、その場におきまして、そういった3010運動に関する説明と、特に4月は新旧交代もありますので、歓迎会であったり、あるいは総会であった後に懇談会があったりしますので、そういった場でできるだけ声かけしていただきたいということをお願いをいたしました。

また、自分のほうでもそういった場においては、何度か、四、五回、五、六回ぐらいだったかな、

重ねましたし、またもう一つは、郡上市食品衛生協会がごございますけども、そちらの会長さんにもこういった3010運動については、取り組みを一緒にやっていただけないかということでお声をかけをいたしまして、会長さんのほうも、そういった協会のほうも、県のほうの協会のほうからそういった運動を進めるようにということでお話があったところですので、そういった団体におきましても、3010運動についての声かけのほうは行って進めております。

ただ、どれだけ機運が高まったかにつきましては、なかなか回数とかとっておりませんので、はっきり申し上げることはできませんけれども、そういった感じで取り組みのほうを進めてまいったところがございます。

また、この全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会につきましては、今大変詳細な説明をいただきましたので、私のほうからは省かせていただきますけれども、確かに議員おっしゃられるように、こういった減量に向けての情報共有であるとか、交換であるとかそういったことは、今後の郡上市の施策として役立つのならば、前向きに加入していきたいということで今検討はしておるところでございますので、よろしく願います。

(2番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 森藤文男君。

○2番(森藤文男君) ありがとうございます。ぜひ、加入に対して前向きに検討していただきたいと思えます。

皆様のほうにお配りしたのは、こういった家庭での食品ロス、食品ロスとはということで、裏面にもこうやってございます。もう一つは、「今日から実践！食品ロス削減 宴会編」というものと、裏面には、「今日から実践！食品ロス削減 家庭編」ということで、こういう冊子もございます。この冊子は、消費者庁のほうからいただきました。

実は、8月の23日、先月ですが、消費者庁の方からちょっといろいろ説明を受ける機会というか、これはこの次の質問にちょっとつながるんですが、この前段の質問というのは、後段の質問にちょっとかかわってくることでありますので、また質問にちょっと移らせていただきますが、食品ロス削減法案というものが、この5月の31日に成立をいたしました。

以前、担当部長のところにも、もしかしたらその食品ロス削減法案が議員立法で提出され、都道府県や市町村には推進計画の作成を求めるというふうなことで、新聞の切り抜きではございますが、担当部長の方に3月議会が終わったときに、ちょっとこういった資料の情報とかも提供させていただきました。それが5月31日に、いよいよこれが公布されました。公布から6カ月以内には施行ということですので、また国のいろいろ基本計画等に沿いながら、またこの市町村の、この郡上市もまた推進計画を立てられることにはなるかと存じますが、そういった意味で、このおいしい食べきりネットワーク協議会に参加されるということは、非常に情報の共有にもなりますので、ぜひ参加

をしていただきたいと思います。

ここで、もう一つちょっとパネルの紹介をしたいと思いますが、この食品ロス削減の推進に関する関係省庁の会議というのがございます。これは、食品ロス削減の推進に関する関係省庁会議というのがございますが、これは消費者庁を一応事務局として、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省と非常に多岐にまたがります。これは、この市役所、市でも同じことが言えまして、環境水道部、あるいは商工観光部、教育委員会等いろいろと関係部署が多くございますので、そういったところに、本当に緊密な連携をとりながらやっていくというのは非常に大事なことであると思います。

こう言って、これを率先して議員立法で提出をされたのが、山東昭子議員、参議院の今議長さんをやられている方です。早速、事務所に電話をしました。すると、ぜひ来てお話をさせていただけるということでしたので、当日、山東昭子議員は所用で見えなかったのですが、秘書の方が消費者庁の方を紹介していただきながら、私一人のために、こういった資料を用意していただきまして説明をしていただきました。この資料も、また執行部の方、提供しながら参考にさせていただきたい、そういうふうな思いでございます。

前置きがちょっと非常に長くなりましたが、こういったことで、これは公布されたということで、地方自治体、市役所、市町村に推進計画を立てないといけないということになりました。

この第1章第4条地方公共団体の責務というふうなものがございます。「地方公共団体は、食品ロスの削減に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」というふうにしてございますので、市の対応についてお伺いをしたいと思います。

担当部長さん、先に答えていただいて、最後に市長さん、総括的にちょっと答弁をいただければありがたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（兼山悌孝君） 商工観光部長 遠藤正史君。

○商工観光部長（遠藤正史君） では、市での対応ということでありまして、今こちらのほうは、5月31日に公布された食品ロスの削減推進に関する法ということで、今議員のほうからおっしゃられたとおり、市のほうに、地方公共団体におきましても、食品ロスの削減に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有することとなっております。

このためには、まず基本方針を設けるということで、こちらのほうは都道府県のほうでも食品ロス削減推進計画のほうを設けていく必要がございますけれども、そういった計画の策定を踏まえた中で、市町村は基本方針を定めていきたいと思いますというところがございます。

今現在、都道府県、県のほうに照会したのですけれども、こちらのほうは策定中ということで、

そういう意味では県と連携というところがございますので、県の計画に合わせた形で調和する形で、市のほうもそういった計画を策定する努力をしなければいけないということになっておりますので、そういった意味では、今議員おっしゃられたように、いろんな今代表部長ということであれですけれども、いろんな分野がこの食品削減についてはかかわっておりますので、この法律につきましては、市としてはある意味体制をとった中で進めていく必要があるのではないかと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 森藤議員さん、大変、国の関係省庁まで行かれて、いろいろと研究をされまして、敬意を表したいと思います。

今お話がありましたように、この食品ロスの削減推進に関する法律というのができて、この法律には御紹介ありましたように、国や地方公共団体、そして事業者、それから消費者というように、それぞれ関係するみんなで連携して、この世界では飢えている人もおるような中で、そして日本は、大量の食料を輸入するという形で、食料自給率が大変低いにもかかわらず、片一方ではまだ食べられるのに捨てられていると、こういう状態をしっかりと是正していこうということで、こういう法律ができたこと、非常に意義のあることだというふうに思います。

御指摘にありましたように、地方公共団体の責務というものが定められたわけがございますし、また推進計画については正確には、策定をするように努めなければならないということで、努力義務ではありますけれども、こういうふうに規定をされた法律については、できるだけ早い時期に、郡上市も推進計画をつくれるように進めていきたいというふうに思います。

また、国で関係省庁がいろいろ推進会議を持っておられるということですが、御指摘のように、一つのどこかの市においても部局でやれるというわけではありませんので、庁内でしっかりした体制を組んで取り組んでまいりたいというふうに思います。

また、食品ロスは、先ほど宴会でのロスというものをお話がございました。宴会とかパーティーとか、いろんな場合の3010運動、しっかり30分は食べて、そして最後の10分もしっかり食べると、こういう一つの習慣というのは非常に大切なことだというふうに思いますので、3010をやると、「ちょっと30は長いぞ」と言う人もおられて、「20分ぐらいにしてくれ」と言う人もいますけれども、郡上に合ったやはり方法を考えていく必要があると思います。

また、宴会とかパーティーにおけるこうしたことは、例えば岐阜県内にもよく言われるように、飛騨では、めでたという歌が出るまでは席を立たないという宴会作法があって、きちっとそういうことが守られておりますが、郡上の方は、パーティーとか宴会が始まりますと、もう挨拶が終わって乾杯が終わるとすぐ、徳利を持ってみんなのところ駆け回るとというのが楽しみのようで、そうしますと、私常々思っておりますのは、単にこの食品ロスの問題だけでなく、せっかく披露してく

ださる日本舞踊であるとかスピーチであるとか、そういったことはまことにもう見もしない、聞きもしないで、ただただ宴会場を酒を持って走り回ると。このくせは郡上市民、少し直したほうがいいというふうに思っております。エチケット上からも、そういう意味からも、この宴会における一つの我々の文化というものを高めていく必要があるというふうに思っておるところでございます。

いずれにしましても、この法律ができたことをきっかけに、しっかり取り組んでまいりたいというふうに思います。

(2番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 森藤文男君。

○2番(森藤文男君) 市長さんから本当に心強い御答弁をいただきました。私はもうこれでちょっと思い残すことはないので、ちょっと質問をこれで終わってもいいような感じでございます。そういうわけにいきませんので、あと2つ質問させていただきます。本当、どうもありがとうございました。

全くちょっと余談ですが、山東昭子議員の事務所にお邪魔させていただいたときに、その秘書の方が、何と田中議員と知り合いだったということでありましたので、簡単に紹介をさせていただきます。(笑声)

それでは、2つ目の質問に移らせていただきます。

2つ目は、介護支援ボランティア制度ということでございます。健康・医療・福祉のまちづくりを進めるためには、やっぱり以下の5つの取り組みが有効だと言われております。

1つ、住民の健康意識を高め、運動習慣を身につける。

2つ目、コミュニティ活動への参加を高め、地域を支えるコミュニティ活動の活性化を図る。

3つ、日常生活圏域、徒歩圏域に都市機能を計画的に確保する。

4つ目に、町歩きを促す歩行空間を形成する。

5つ目、最後ですが、公共交通の利用環境を高める。

この5つの取り組みのうち、この1つ目、住民の健康意識を高め、運動習慣を身につけると、コミュニティ活動への参加を高め、地域を支えるコミュニティ活動の活性化を図る、この2つに関し、東京都の稲城市というところが、大変その注目をすべき試みを行っているというのが、この介護支援ボランティア制度であります。

この介護支援ボランティア制度であります。これ2007年に始まった制度であります。65歳以上の高齢者が、ボランティア活動に参加して介護支援を行うことで、みずからも健康になるといったものであります。

制度の中身は概略ですが、ボランティア活動に参加したい高齢者は、登録すればスタンプ手帳が交付され、高齢者が介護支援ボランティアに参加するたびに、スタンプ手帳に押印がなされ、年間押印数に応じてポイントが付与される、ポイントがたまれば、年間最大5,000円までの介護保険料

の割引が受けることができる、そういった制度でございます。

この制度を創設したのは、この東京都稲城市は、高齢者社会を見据え、この3点の地域課題を解決したいがためにということでありました。この3つというのが、地域のコミュニティ力を高める必要性、社会参加活動への誘導施策の必要性、より切実な介護保険料の高騰への対処、以上のことから、東京都稲城市の場合は、こういった介護支援ボランティア制度というのを導入されたということでもあります。

この介護予防の効果として、この介護費用抑制に及ぶ費用というのが、効果として年間で1,000万円以上ほどの効果が出るというふうなことであれば、非常にこれは小さくない効果であると思います。

これは、介護支援ボランティア制度の効果は、こうした金銭評価可能な効果に限られるわけではないです。アンケートでは、「ボランティア仲間と大勢の友人や知人ができた」「地域のことに目が行くようになった」「みずからの生き方を考えられるようになった」などの回答が見られたということでございます。この制度が高齢者に、社会活動に参加する機会を提供し、ボランティア活動を通じて、高齢者の健康増進に寄与していることが定量的に明らかになったということが、非常に大きいと言えます。この事例が、今後の高齢化社会への対応の仕組みづくりに、非常に有効であると思いますが、市としての見解を伺いたいと思います。

これに関しては、一概に介護支援ボランティア制度を導入してということではなくて、やはりその地域に応じたような制度に取り入れていただければ、あくまでも参考ということですが、そういった観点でこういったことを捉えていただければ結構かなと思います。これについての御答弁をいただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（兼山悌孝君） 健康福祉部長 和田美江子君。

○健康福祉部長（和田美江子君） 健康・医療・福祉のまちづくりを進めるに当たっては、議員の御指摘のとおり、取り組みが大変必要であるというふうには認識しております。

平成26年の介護保険の改正によりますと、健康寿命を3年以上延伸するといった目標を掲げております。介護予防のさらなる推進を求めまして、介護予防日常生活支援総合事業、いわゆる総合事業が創設されているところでございます。その中では、高齢者の社会参加を通じた介護予防を推進していくとして、定年後のシニア世代、こういった世代が担い手になり、社会的役割や実行・実現を果たすことが介護予防につながるといったように明記されております。

介護の入り口よりもさらに前の段階から予防を行い、高齢者の健康と暮らしの向上を目指そうとするものでございます。その背景としましては、介護保険の給付費の増大とか、あと介護の人材不足による介護の停滞があることは事実でございます。

介護予防に資する取り組みといたしまして、議員から提示いただきました東京都の稲城市が、全

国に先駆けて介護支援ボランティア制度を導入したまちづくりが行われて注目されました。その後、全国的に市町村では、介護支援ボランティアの制度の発足が相次ぎました。

鳥取県におきましては、県が主導して、介護支援ボランティア制度にかかわる市町村導入ガイドといったものを作成しまして、積極的に導入を図っています。

厚生労働省の発表によりますと、平成30年度末に、全国で約25%の自治体が介護支援ボランティア制度を導入しております。

介護ボランティア制度の一番の特徴ですが、65歳以上の高齢者が介護施設などでボランティア活動を行うことにより、ポイントが付与される、その付与されたポイントを介護保険料に充当したり、介護保険料を割引いたり、また商品券に還元したりとそういったさまざまな特典を設けているところでもあります。

しかし、他方では、ボランティア活動を介護施設などに限定するところの疑問や、参加を65歳以上の老人に限定することなど、ボランティアの対価にはそぐわない、なじまないと言ったような複数の課題がございます。介護支援ボランティア制度の創設を見送った自治体もあることは事実でございます。

ここで、郡上市のボランティア活動の現状を少し御紹介したいと思います。

介護支援ボランティアに相当する活動としまして、特別養護老人ホームなどの入所施設において、入所者の話し相手をしてくださる傾聴ボランティアや、あと布団やシーツの交換、掃除、入浴後の髪の乾燥など、そういったことを行うボランティアグループがございます。また、在宅の高齢者に対しましても、友愛訪問やお弁当の調理、配達、認知症予防のための回想法の活動、さまざまな取り組みが展開されているところでございます。

郡上市の社会福祉協議会が事務局となっておりますボランティア連絡協議会の状況としまして、市内で約1,000人の登録ボランティアがおみえになります。その半数であります500人程度が、実際に高齢者のボランティアにかかわる活動をしておみえになります。こうしたことから、郡上市においては、既に大勢の方が介護支援ボランティアに相当する活動に参加されているというふうに捉えています。将来的に働き盛り、いわゆる生産年齢の人口が減少していくと、進んでいくということを考えますと、この分野はさらに活発になる必要があると思います。

以上のことから、介護支援ボランティア制度については、次期郡上市の高齢者福祉計画、第8期介護保険事業計画策定に向けたアンケート調査を行います。そのアンケートにおきまして、質問項目を設けまして、市民の意識調査も行っていきたいです。その結果を踏まえまして、計画に位置づけるかどうかといったところを判断してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、御提示のありました健康・医療・福祉のまちづくりといった考え方は、郡上市においても目指すべき姿であると考えますので、その実現に向けて有効な手段を幅広く検討

していきたいと思っております。

以上です。

(2番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 森藤文男君。

○2番(森藤文男君) どうもありがとうございました。市独自にいろいろ交えながら検討していただければと思います。

この質問は、実は平成22年9月定例会に、田代はつ江議員のほうからも同様な質問があったということで、そのときの当時の健康福祉部長さんが、私はまだ議員になっていなかったので存じ上げていないですが、布田健康福祉部長さんということで、それちょっと要録調べて、いろいろと読ませていただきました。こういったふうに市独自で、また高齢者社会に向けながら、市独自の観点で対策をとっていただければと思います。

また、尾村忠雄議員のほうから、前回の質問で一般質問のときに、フレイル——これフレイルというのが、年齢とともに心身の活力が低下する、心身の活力という筋力や認知機能です——こういったものが低下して、要介護状態に近づいていくということで、これは栄養体力で、もう一つこれ社会参加ということが対策になるということですので、こういったこともあわせて進められればというふうにして思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、最後の質問に参ります。これは、皆様方のお手元にも資料がございますので参考にしてください。

提案募集方式の活用についてということでもあります。この提案募集方式というのは、地方の発意で地域の課題を解決するという地方分権改革の一環であります。

地域の課題に向き合ったときに、「国の制度で決まっているからそれはできない」「国の制度に応募する際、提出資料が多過ぎて大変」等の壁にぶつかったことはないですか。内閣府では、国の制度改善等の提案を自治体に出していただき、国の制度の見直し等を行う提案募集方式を平成26年より導入して、地域の課題解決や、住民サービスの向上等の推進をしているとあります。

この提案募集方式の大きな特徴としましては、地方の支障解決に向けて内閣府が調整をいたします。内閣府が地方との間に立ち、各府省と調整をいたします。提案実現率が高い各府省との調整対象の提案のうち、約9割を実現したというふうな実績もございます。

提案の内容は、相談は、これ1年中受け付けております。担当者が原案の段階から提案内容を内閣府に簡易相談ができます。伴走型支援ということで、内閣府が手厚く支援をしております。内閣府が全国どこへでも伺い、制度からノウハウまで伝える、こういった制度の活用は、地域の問題解決の選択肢が大きく広がり、住民サービスの向上を目指すものとなり、市の将来像に有効な影響を私は及ぼすと思っておりますので、ぜひこれを行革のツールとして、積極的に活用されてはと思

ますので、市の考えを伺いたいのですが。

ここで、またパネルでちょっと簡単にですが、実は、この提案募集方式、市町村、地域的に非常に温度差が見られるということでもあります。全国都道府県あるのですが、愛媛県と大分県は、市町村数が愛媛県は20あって、過去に提案を行ったところが20なので、これは100%です。同じく大分県も18ありまして、18の市区町村がございまして、全て提案をされておるといことです。

岐阜県です。岐阜県は42市町村ございまして、一応8ということで、提案の率としてはやっぱり19%、これは、34は一応提案がないというふうなそういったこともございます。

実はまた、8月の23日金曜日に、午後からは山東昭子議員の事務所でしたが、午前中10時から、実は内閣府に行ってまいりました。そこで資料もまたいただいたのですが、内閣府としては、非常にこの提案募集方式というのが、なかなか知れ渡っていないということで、かなり力を入れておるそうです。

ここに新たな提案・検討の支援ツールの開発ということで、本日皆様のほうにもお配りしました、これ新規なのですが、地方分権改革の提案募集方式、入門ガイドというのがお配りしてあると思います。それとか地方分権改革の提案募集方式、ハンドブック、あとはこの成果事例集、これは継続なのですが、いろいろこういったことで力を入れてみます。

当日は、地方分権改革推進室というところに行ってまいったのですが、担当された方が、地方分権改革推進室の参事官という方が1名と、あと副参事官の方が3名、私ごときに4人の方が一応対応していただきました。そのときも、こういった令和元年度における提案募集方式の現状ということで、説明資料をいただいてまいりました。これは多分、執行部の方には提出はしておりますので、参考にいただければというふうにして思っております。

ぜひ、こういったことでこの市役所内におきましても、職員研修ということで研修をやられているということもお聞きしましたので、ひとつ、こういったその参事官の方も「郡上にぜひ伺って話をしたい」というようなこともおっしゃって見えまして、ぜひ職員研修の一環として呼び出して研修を受けられたらということも、ちょっと提案はさせていただきたいと思いますが、それも含めて御答弁いただければありがたいと思うので、よろしく願いをいたします。

○議長（兼山悌孝君） 市長公室長 日置美晴君。

○市長公室長（日置美晴君） お答えを申し上げます。

地方分権改革における提案募集方式につきましては、昨年の第1回定例会における一般質問でもお答えを申し上げておりますが、制度開始の初年度であります平成26年度に一度、郡上市も提案を試みましたが、内閣府との事前相談の段階で提案の対象外ということになりまして、提出には至らなかったという経緯がございます。

この提案の対象は、地方公共団体の事務権限の移譲、あるいは地方に対する規制の緩和でございます。

まして、現在の規制によって、どのような事業ができる、できないのか、逆に、権限移譲、または地方に対する規制緩和によりどのような事業が可能になるということにつきまして、具体的な使用事例や効果に基づいて提案をするものでございます。

本市におきましては、毎年度、内閣府の募集案内を受けまして、市幹部職員の定例会議において各部各課へ周知と紹介を行ってはおりますが、先ほど申し上げました事前協議以外はこれまで行われていない状況でございます。

これは一人一人の職員が、幅広い業務に携わらなければならないということもありますし、それから、それぞれが日々多くの業務を抱えているような現状では、みずからが所管する業務に必要な制度や法律等について、一定程度は国からの通知や研修等において得てはおりますが、全てを網羅的に承知してということが困難であるというのが現状ではないかと考えております。

このため、国の仕組みを変えるには、国の制度や法律等を相当程度熟知している必要がございますので、仮に制度によって業務に支障があると感じる場合でも、その根拠等をみずから調査し、国の仕組みを変えるまでには相当な時間と周到な準備が求められるということもございまして、提案までには至っていないというのではないかと考えております。

また提案に至らないもう一つの理由としましては、所掌業務を遂行する上での制度上の課題に対し、何をどのように提案していくのか、その具体的な仕組みや組み立てが、職員が理解し切れていないということで、国からの資料等を用いまして、職員に周知を図ったとしても、なかなか行動に移してくれないのではないかとというふうに推察されます。

御質問の御趣旨でございます住民の皆さんに最も近い我々基礎自治体で、行政サービスに従事する個々の市職員でも、日々の業務の中で感じている問題意識や気づきを地域の課題解決につなぐという意味では、最も市民の皆さんに近い立場の市の職員が、自分の業務の中で生じている制度の問題等に、課題等に気づくということは大切なことであると考えております。

これらのことから、今後の国への提案につなげるための方策としまして、制度の仕組みや具体的な提案方法を職員に周知徹底するということを行ってまいりたいと思います。具体的には、内閣府が先ほどおっしゃいました伴走型支援の取り組みとしまして、各市町村に対する講師派遣を行っておりますけれども、先般内閣府から、これまで森藤議員さんの熱心な御活動もありまして、「郡上市で、ぜひ制度の研修会を開きたい」との連絡をいただいたところでございます。研修会の詳細はこれからになりますけれども、地域課題の解決に向けました選択肢の一つになるよう、研修の対象者や日程等につきまして、今後検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

(2番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 森藤文男君。

○2番（森藤文男君） ありがとうございます。内閣府のほうから電話もあったということなので、取り入れていただきたいと思います。

時間も参りましたので、以上3点にわたって質問をさせていただきました。丁寧に御答弁いただきまして、ありがとうございました。

○議長（兼山悌孝君） 以上で、森藤文男君の質問を終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。

(午前10時51分)

○議長（兼山悌孝君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前11時08分)

◇ 古 川 文 雄 君

○議長（兼山悌孝君） 11番 古川文雄君の質問を許可いたします。

11番 古川文雄君。

○11番（古川文雄君） 議長より発言のお許しをいただきましたので、今回は、2点について質問をさせていただきますので、御答弁のほど、よろしくお願いをいたします。

1点目でございますが、大矢工場敷地1.6ヘクタールの早期の有効活用の有無でございます。

美並町の大矢地内の工場用地として1.6ヘクタールの土地が平成13年に整備を完了し、すぐ工場敷地に活用できる状況にあります。この土地の登記処理は、市との協定によりまして、会社側にて行うことになっておりますが、会社に処理要望して数年が経過しておりまして、いまだに登記完了がされておられません。そんなに難しい登記処理ではないと思われまして、その原因を究明いただきまして、早期に登記処理の課題を郡上市からも会社に要望していただきまして、早期に解決に向けた姿勢を望みますがいかがでしょうか。

また、この土地につきましては、平成29年に土地の所有者から市に土地を売却する意向が伝えられております。この敷地は、当初、予定である工場敷地の活用が望ましいと思っておりますけれども、私の29年の一般質問のときにも、早期企業誘致を要望しているところでございます。そのときの市長さんの答弁では、早期に企業誘致をするよう努力する答弁をいただいております。市から県の企業誘致課にも、働きかけて努力いただいておりますが、年数も経過をしております。現状は困難と思われまして、今後の見込みはどのような状況でしょうか。

今後の、この敷地の活用の案としまして、美並町の円山住宅の分譲地が平成15年に分譲が開始されまして、多くの若い方々が定住し、児童生徒も多くなり、大きな成果も出ております。現在、残り2区画と少なくなっております。その現状を踏まえまして、当敷地を住宅整備として利用す

る要望も多いことから、少子化・若者定住政策をさらに推進するために、ぜひとも、宅地分譲として整備、利用を望みますが、いかがお考えでしょうか。

土地所有者からは、単価交渉に応じる意向があるというふう聞いておりますが、せっかくの敷地で自然環境もよくて、雪も大変少ない地域で、住宅地に適した土地、地域でありますことから、ぜひとも、市として買収もしくは賃貸も含めて、敷地の整備から20年を迎えることもありますので、早期の有効活用を望みますが、いかがお考えでしょうか。

1点目の御答弁をお願いします。

○議長（兼山悌孝君） 古川文雄君の質問に答弁を求めます。

商工観光部長 遠藤正史君。

○商工観光部長（遠藤正史君） では、私のほうから、美並町大矢地内の工場用地についての登記と、それから企業誘致の見込みについて、回答のほうをさせていただきます。

まず、登記処理の問題につきましては、市道及び工業団地地内の部分のことではありますが、御質問されたとおり、開発行為の一連の事務処理としては、旧美並町と土地所有者と交わした覚書では、この登記については企業側のほうで、所有者側で行うということになってございます。

昨年度、企業のほうと面談している中で、その登記の状況について確認し、企業側で行っていくように再度依頼のほうをしておるところでございますが、先般、登記の進捗状況について確認のほうをいたしました。市道部分ですが、そちらにつきましては、随時、登記処理のほうが進められているという状況でございます。

昨年の6月の一般質問で回答をしておりますけれども、市は土地の売却については協力はしてまいります。登記については、原則の覚書のとおり、企業側で行っていただくよう考えておりますので、今後とも、速やかな登記手続の事務を進めていただくように企業側のほうに対して要請を継続していきたいと考えています。

次に、企業誘致の関係でございますけれども、こちらのほうは県庁の企業誘致課や企業からの問い合わせがあった場合につきましては、誘致課の働きかけは、当然行ってございます。県の企業誘致課の紹介につきましては、昨年度、4件ほどございましたけれども、そういったところにおいても、こういった土地がありますということで情報提供のほうを行っておるところでございます。

また、最近の工場立地動向の状況でございますけれども、平成30年に工場立地動向調査の結果がございまして、岐阜県においては、製造業等の工場立地件数が43件ということで、立地面積約57ヘクタールとともに、全国6位ということになっております。そういった意味では、岐阜県においては、非常に、今、高速道路網の進展とともに工場の立地のほうが進んでいるところがございますので、そういった意味では県内の企業立地にかかわる要因として、今、申し上げた広域アクセスの充実であるとか、地震災害のリスク回避に適した立地環境が企業のほうから求められておりますので、景

気の動向等ございますけれども、こういった背景もありますので、市としても進出される企業に対しての、を採すお手伝いのほうを今後とも、協力を引き続き行っていきたいというふうに考えておりますのでお願いをいたします。

○議長（兼山悌孝君） 建設部長 尾藤康春君。

○建設部長（尾藤康春君） それでは、私のほうからは、住宅の用地と、そういう分譲のことに關しての御質問ございましたので、その件に關して答弁をさせていただきます。

今ほど、商工観光部長が御説明させていただきましたとおり、この当該土地につきましては、工場用の敷地として土地所有者が開発許可を受けて整備された土地でございます。現在、県の企業誘致課を通じて、企業誘致が進められている状況等から、この土地の活用方針をすぐに工場用地から市での分譲宅地へ転換するという事は、当面のところは、まだ検討には入っておりません。

仮に、この宅地分譲地として、ここの土地を整備計画を進める、そうした場合には、住宅用地の造成に伴う開発行為の、今度、計画また設計、それから許認可の行為が必要となつてまいりますし、敷地内の道路また排水路、それから公園等の工事、施工、それから上下水道の許容量の検討、そうしたさまざまな条件、また検討しならん部分が多くございます。必要な条件及び施工費用を十分に検討する必要があると思われまふので、当面は企業誘致の方向での活用という方向で考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

(11番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 古川文雄君。

○11番（古川文雄君） 細部にわたりまして御答弁いただきましてありがとうございます。

先ほど、答弁ありましたように会社としては、最近、土地の登記処理に前向きな取り組みをされているとお聞きしておりますが、登記処理を早期に解決に向けて、郡上市からも会社に、努力いただきますことをお願いしていただきますよう、強くお願ひをいたします。

この土地は先ほど来話にありましたように、この土地は工場敷地活用が望ましいわけですが、課題を早速、解決をいただきまして、早期有効活用のための案としまして、宅地分譲の活用方向と、所有者としましては、単価交渉に応じる意向があると聞いておりますので、ぜひとも、市で買収いただき、早期有効活用を望みますが、宅地分譲の活用方向と市の買収について、総括的に市長さんはいかがお考えでしょうか。よろしくお願ひします。

○議長（兼山悌孝君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） まず、古川議員におかれましては、この地元でございます、この大矢工場敷地の問題、本当に、この早期活用ということを巡って、何度も何度も質問をしていただいて恐縮しております。なかなか実現をしないところであり、心苦しく思っておりますけれども、現在も、この土地をめぐる企業立地等のいろんな引き合いというようなものも

あるようでございますので、当面、今しばらくの間は、両部長が申しあげましたような方針で臨みたいというふうに思っております。

その中で、企業立地が実現するかどうかは別としても、前段でおっしゃった登記の処理ということは、これは本当にこの土地をもともと所有しておられたところ、その理解のもとに譲られた土地所有者と現在の土地所有者との間のそうした問題、所有関係等々を、しっかり、はっきりするためにも必要でありますので、この問題については、若干、現在、進みつつあるというふうに聞いておりますが、早期に完了していただくように強く申しあげたいというふうに思いますし、宅地分譲という御提案もありました。今後の様子を今しばらく見させていただいて、市としても対応を考えていきたいというふうに思います。

いずれにしても、先ほど、建設部長が申しあげましたように、宅地分譲という形で方針転換をするということになりますと、いろんな意味でインフラ整備であるとか、その他手続、もろもろございますので、むしろ、やはり今、東海北陸自動車道の沿線ということで、工場立地等も進んでいるところありますので、早期にそうした進出企業が見つかるような、そうした仲介的な労をとるといって、市も汗をかいてまいりたいというふうに思っております。

(11番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 古川文雄君。

○11番(古川文雄君) もう1点市長さん、今、質問の中で、市としては開発され売却されるときに、単価交渉に応じるということによっておられますが、そんなに大きな金額ではございませんが、買収に向けての御意見はいかがででしょうか。市としての買収です。

○議長(兼山悌孝君) 市長 日置敏明君。

○市長(日置敏明君) ただいま申しあげましたように、基本は開発をされた企業が御自身でお使いにならないということであるならば、しっかり転売といいますか、立地企業に売却をされて企業の立地が実現するようにされるということが筋であって、私どものほうが単価交渉のいかんによって、買い取る云々という問題ではまずないというふうに思っているところであります。

(11番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 古川文雄君。

○11番(古川文雄君) ありがとうございます。当初の敷地を整備してから20年を迎えようとしておまして、先ほど来話題になっておりますように、早期に登記処理に御尽力をいただきますことと、課題はいろいろとあるとは思いますが、宅地分譲方向にも実現に向けて積極的な御尽力を賜りますようお願い申し上げまして、1点目の質問を終わります。

2点目でございますが、小中学校、観光、公の施設のトイレの環境整備を望むでございます。

ことし3月議会にて議決いただきました郡上市内の小中学校のエアコン整備につきまして、こと

しの夏までに早期に対応いただきましたことに対しまして、心より感謝とお礼を申し上げます。エアコンの整備によりまして、教育施設の整備も充実をしてきておりますが、現在、市内の小中学校においては、健康、衛生面の向上のため、今後、トイレの洋式化、ウォシュレット整備が望まれますが、市内小中学校における整備の現状はどのような状況でしょうか。

児童生徒の健康、衛生面向上のため、全小中学校についても、トイレの洋式化、ウォシュレット整備を早い機会に望みますがいかがお考えでしょうか。

また、近年、感じるごととして、郡上市の新規の観光施設、公共、公施設のトイレ洋式化、ウォシュレットの整備はされていると感じておりますが、新規以外の施設の整備状況はいかがでしょうか。

観光立市を推進する上での、観光客の利便性の向上、高齢者、障がい者等へも配慮したトイレの整備は重要であるというふうに思います。市内の観光施設、公共施設における洋式化、ウォシュレットの整備、障がい者にも配慮した手すりの設置、障がい者トイレの設置など、整備の充実、見直しが望まれますが、いかがお考えでしょうか。

また、市内各地の公民館、集会所など、公のトイレの環境の未整備の施設につきましては、自治会など、各種管理団体へのトイレ環境整備の助成制度も郡上市として、ぜひとも検討していただきまして、市内全施設のトイレ環境の一層の整備、充実を望みますが、いかがお考えでしょうか。

2点目の答弁、よろしく申し上げます。

○議長（兼山悌孝君） 教育次長 佃良之君。

○教育次長（佃 良之君） 私からは、まず、市内小中学校のトイレにおける洋式化の実態としての洋式便器の設置状況、それとウォシュレット、いわゆる洗浄式便座でございますが、その設置状況について、いずれも整備率、整備されている割合でございますけれども、これについてお答えをしたいと思います。

校舎内の児童生徒用トイレ、それから体育館のトイレ及び学校敷地内の屋外トイレ、この3トイレ全体における9月1日時点での整備状況ですが、洋式便器の整備率、これは全ての大便器数に対する洋式便器の割合ですけれども、小学校が38%で、このうち校舎は41%、体育館は25%となっております。また、中学校は59%となっております、このうち校舎は70%、体育館は36%となっております。

中学校は、新しい学校が3校ございまして、また、学校数の関係から洋式便器の割合が小学校より高くなっているというところであります。

小中学校全体の整備率を見ますと45%となっております、このうち校舎は48%、体育館は29%という状況でございます。

次に、同じく校舎内の児童生徒用トイレ、体育館のトイレ及び学校敷地内の屋外トイレの、この

3 トイレ全体における洗浄式便座の整備率、全ての大便器数に対する洗浄式便座が設置されている割合ですけれども、小学校が26%で、このうち校舎は28%、体育館は18%となっております。また、中学校の場合は、整備率は54%で、このうち校舎は67%、体育館は36%となっており、こちらも中学校のほうの整備率が小学校より高くなっております。

小中学校全体としての整備率は35%で、このうち校舎は39%、体育館が26%という状況であります。

続きまして、洋式便器ですとか、洗浄式便座の設置についての今後の整備方針についてお答えしたいと思います。

小中学校のトイレの整備に当たっては、児童生徒が学校で一番多く時間を過ごす校舎を優先的に進めております。同じ階の男女それぞれのトイレに最低1基は洋式便器を設置する方針としておりまして、現時点でその目標は達成しております。

今後も、なかなか一斉というわけにはいきませんが、2基目、3基目というように、順次ではありますけれども、洋式便器をふやしていきたいと考えており、洋式便器に改修する際には、あわせて洗浄式便座を設置する方針としております。

トイレの洋式化につきましては、校舎における整備を優先しておりますので、体育館の洋式便器の整備率が小中学校いずれも校舎における整備率を下回っておりますけれども、体育館は災害時の避難所にもなることから、関係部局とも協議の上、可能な範囲で、こちらのほうも、順次、整備を進めてまいりたいと考えております。

なお、合併以降に建設した校舎棟、これは大和中、白鳥中、それから郡上東中ですが、これらにつきましては、原則、全てのトイレについて、洗浄式便座のついた洋式便器を設置することといたしました。

しかしながら、児童生徒の中では、人が座った便座に座ることに抵抗感を感じるという声もございまして、そういうことから、トイレ1カ所につき、男女それぞれ、最低1基は和式の便器も設置をいたしました。

それから、小中学校のほうから、肢体の不自由な児童生徒の入学予定ですとか、骨折などのけがにより、松葉づえや車いすが必要な児童生徒の情報などがあつたときは、学校と協議いたしまして、必要と判断した場合には、車いすで利用できるトイレスペースの設置、例えば、カーテンで仕切りまして、車いすで入れるようにすることなどや、洋式便器、手すり等の設置も行っておりますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（兼山悌孝君） 商工観光部長 遠藤正史君。

○商工観光部長（遠藤正史君） 私のほうからは、観光関係についての施設のトイレの状況について

説明をさせていただきます。

まず、郡上市内の観光施設のトイレの状況でありますけれども、たくさん民間もございますので、観光課のほうで主管している部分でございますが、市内合計で53カ所ありまして、トイレの数は263基であります。洋式化率につきましては68%、そして洗浄式便座の設置率は42%ということで、多目的トイレは26カ所設けてございます。

また、宿泊関係の施設でありますけれども、こちらのほうは施設のほうが全部で9施設で、便器の数が105基、そしてこちらのほうは洋式化率、そして洗浄式便座の設置率につきましては78%で、82基のほうの洋式化がされておるところであります。

近年、そういったトイレというのは、大変、観光においては重要なポイントでございますので、道の駅あるいは昨年は明宝のほうの道の駅の関係のトイレも直しましたし、今の補正におきましても、八幡町の八幡の旧庁舎記念館の裏のトイレについても洋式化のほうをしていくということでありま

す。また、設計のほうでは白鳥駅前のほうのトイレの改修のほうも上がっておりますので、市としても順次、老朽化あるいは利用の頻度等を考えながら進めているところで、補助金の関係もありますが、そういったものを勘案しながら進めておるところであります。

また、民間の宿泊施設のグレードアップということで補助金を出しておりますけれども、そういった民間の施設でも、そういった洋式化によるウォシュレットをつける、そういった施設のほうの改修のほうも数多く対応しておるところであります。

また、郡上市全体で見ますと、特に民間あるいは国の施設でありますけれども、道の駅ですと、例えば、美並の道の駅でありますけれども、こちらは国の直轄であります。今、ちょうどトイレのほうの改修のほうの事業が出ておりますし、2年前におきましては、瓢ヶ岳のパーキングエリアですけれども、中日本さんによりまして、立派なトイレのほうに改修するというので、全体的にはそういった大きな改修のほうが進んでおりますし、また、障がい者向けの多目的トイレでございますけれども、どうしても車いすを入れたりしようとするとならざるを得ない状況になってきますので、そういったものは大規模改修にあわせて検討していきたいと、そういったことを考えております。

○議長（兼山悌孝君） 総務部長 乾松幸君。

○総務部長（乾松幸君） それでは、議員御質問の中で、一般的な公共施設に関することと、それから集会所のトイレ整備に係ります助成制度について、私のほうからお答えさせていただきたいと思

います。公共施設のうち、各庁舎についてでございますが、いずれも洋式トイレ、そして洗浄機能付トイレは設置済みでございます。小便器を除く、大便器の総数に対してでございますが、洋式の割合は、

約53%、半分ぐらいはということでございますし、洗浄機能付のものの割合は、約38%ということになっています。

ただ、障がい者の方等に配慮されました多目的トイレでございますけども、こちらにつきましては、白鳥と美並の2庁舎には、設置されていない状況でございますので、また、こちらのほうも機会を見て整備ができる状況になったときには考えていきたいというふうに思っています。

あと、郡上市総合文化センターでありますとか、白鳥のふれあい創造館、また、まん真ん中センターであるような生涯学習センター機能を持って、不特定多数の方が御利用になられる14施設でございますけども、こちらにつきましては、ごく一部の施設を除いて、ほとんど洋式トイレは設置済みでございます。同様に小便器を除く大便器の総数に対しての洋式の割合でございますが、約53%、それから洗浄機能付のものの割合といたしましては23%となっています。多目的トイレにつきましては、半数の7施設について整備されておるという状況でございます。

また、郡上八幡歴史資料館など、博物館に分類される7施設でございますが、こちらにつきましては、全ての施設に洋式トイレは設置済みということでございます。それから小便器を除く大便器の総数に対して洋式の割合的には合計でございますけども87%、洗浄機能付のものの割合は41%、それから多目的トイレにつきましては、約7割の5施設について整備をされておるという状況でございます。

これら公共施設全体で見ますと大便器の総数に対する洋式の割合でございますが57%、約6割程度、それから、同じく洗浄機能付のものの割合というのは30%、それから、施設数に対する多目的トイレの設置割合としては61%、6割程度が多目的トイレが設置済みということでございます。

こういった状況から議員が御指摘されますように、高齢者でありますとか、障がい者の方への配慮、また利便性、快適性の面で整備を要する施設もあろうかと思っておりますので、今後、公共施設等総合管理計画等も踏まえながら、適切な時期に、また改修であるとか整備を努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それから、もう1点の地区集会所関係でございますけども、地区集会施設につきましては、新築であるとか改修等につきまして、郡上市地区集会施設整備事業補助金というもので財政支援を行っております。

議員御指摘のトイレ環境の未整備施設についてでございますけども、一応、下水道の切りかえ工事につきましては、工事費の2分の1、これは上限50万円まででございます。それから、和式トイレから洋式トイレへの改修などにつきましては、工事費から30万円を控除し、控除したのちの額の2分の1、上限300万円までを補助しております。この制度を補助制度を活用していただきまして、下水道への接続でありますとか、トイレの洋式化などを行っておられる自治体というのは、既に42自治体ほどございます。

そうは言いつつ、議員御指摘の手すりの設置であるとか、障がい者用トイレの改修につきましても、一応、この補助金の対象としておりますけども、なかなかそこまでやられている自治体というのは、ちょっと少ないかなというふうに思っております。

毎年ですけども、自治会長会があるおりに、市の補助事業を紹介して、次年度予算に向けて要望を提出していただくようお願いしておりますし、こうした周知を今後も徹底させていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

(11番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 古川文雄君。

○11番(古川文雄君) 細部にわたりまして御答弁いただきましてありがとうございました。

このたびは、市内の小中学校、観光施設、公施設の市内全域のトイレの環境整備を望むわけですが、今後、市民はもとより、高齢者、障がい者、観光誘客のためのトイレ環境整備は観光立市を推進する郡上市においても、早期の対応が望まれ、観光客の増加にもつながるものと思います。ぜひ、小中学校の洋式ウォシュレットの整備、高齢者や障がい者のための手すり、障がい者のためのトイレの整備に向けまして、総括的に市長さんはいかがお考えでしょうか。よろしく願いします。

○議長(兼山悌孝君) 市長 日置敏明君。

○市長(日置敏明君) お答えをいたしたいと思いますが、トイレの問題は人間の最も基本的な生理的欲求の一つを満たす施設として、非常に大切なことだというふうに思っております。

先ほど、田代議員さんの御質問の中に、「当たり前ということが、そうあるべきこと」ということでしょうか、そうあって当然というようなことであるという、当たり前ということが、この概念が、やはり時代とともに変わってきて今日に至っているというふうに思います。

私たちの小さいころは、本当に便槽の中へ直接でございまして、しかも、処理をするのは、木の葉っぱ、草の葉っぱでございました。それが、だんだん新聞紙になり、そしてトイレトペーパーになっていくという進歩を遂げたわけでありまして、そして、そういうものの中から、また、水洗式という形で、目の前のものが下水道等の普及によって処理をされるという、これまた、その時点で夢のようなことだというふうに思った次第でありますけれども、そういう中から、また、さらに進んで便器は洋式と、洋式になっただけでも大変なものだと思いましたが、そこにウォシュレットというような、非常に衛生的な、そして、清潔なものがございまして、この聞くところによりますと、ウォシュレットというのは日本人が発明したものでありまして、外国の方も非常に、日本へ来て快適だということで、世界的にも普及をしているという話を聞いたことがあります、いずれにしても、そういう、その時代とともに変化をしていくトイレのあり方ということでありまして、

恐らく、今の子どもさんたちにとっては、家庭でも洋式でありウォシュレット、これが当たり前という形になってきますと、学校へ行って違ったものではできないとか、というようなことだろうというふうに思いますし、また、御指摘のように観光地、観光立市ということを目指すとするれば、やはり、トイレがあちこちに、きちっと清潔に便利に整備されているということが、非常に大切なことで、これがもっとも基本的なおもてなしの一つでもあるというふうに思います。

そして、御指摘のように高齢社会ということで、だんだん足腰のいろいろ不自由とかいろんなことを感じてきますと、高齢者にとっては、従来、自分たちとしてはなれ親しんだ和式であっても、今はもう、洋式がありがたいという時代になってきているということだろうと思います。

そういうことでありますので、御指摘のように整備をしていかなければいけないと思いますし、できる限り早くやってまいりたいと思いますが、一挙にというわけにはいかないと思います。ただ、きょう、御質問でいろんな分野のトイレについて御質問をいただいたように、来年度の予算編成においては、トイレの整備は総体的に総括的に、今、言ったような観点からどうなっているということ、どの程度予算措置ができるかということについて、きちっと一覧できるように、その全体の予算計上というものもにらみながら、整備を進めていきたいというふうに思っております。

(11番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 古川文雄君。

○11番(古川文雄君) 細部にわたりまして御答弁いただきましてありがとうございます。

今後、小中学校のトイレを初めとした市内全施設のトイレ環境を早期に整備をいただきまして、高齢者、障がい者にもやさしい郡上市を目指していくことをお願い申し上げまして、2点目の質問を終わります。

以上、私の2点の質問に対しまして、細部にわたりまして御答弁いただきましてありがとうございました。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(兼山悌孝君) 以上で、古川文雄君の質問を終了いたします。

ここで、昼食のため、休憩といたします。再開は、午後1時とします。

(午前11時46分)

○議長(兼山悌孝君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 1時00分)

◇ 尾 村 忠 雄 君

○議長(兼山悌孝君) 15番 尾村忠雄君の質問を許可いたします。

15番 尾村忠雄君。

○15番（尾村忠雄君） 暑い暑いと言っておりましたけれども、夏もあつという間に過ぎ、いよいよ秋の気配がしております。

一般、例の吠谷に行くとき、家の前で待っておりましたら、ススキの穂が出ておりました。まさに季節は、人間がどうすることもできない、自然の摂理だなということを思っております。

昨年は、本当に台風等が来たというようなことで大変でありましたけれども、ことしは、台風15号が10日前ぐらいに千葉のほうを襲ったということで、お見舞いを申し上げたいと思っております。

それでは、議長さんより発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

きょうは、一般質問の第1日目ということで、私4番目でありますけれども当初8番議員さんのほうから、高齢者の安全運転支援と移動手段の確保というようなことを質問されましたし、また2番議員におかれましては、介護支援ボランティア制度について質問をしました。そしてまた、3番目には11番議員が高齢者のトイレ等々について質問をしました。

私いよいよ4番目でありますけれども、私も高齢者のことについて質問をさせていただきますので、どうか御答弁のほどよろしく願いをいたします。

まず初めに、先般私前回の一般質問においてフレイルということについて、フレイル対策について質問をさせていただきました。言葉足らずと申しますか、そうかといって健康福祉部長さんのほうからも、詳細な説明をしていただきましたけれども、なかなかフレイルの意味がなじまないということで、ピンとこないというようなお話を聞きましたので、ここで再度手短かに説明をさせていただきます。

フレイルというのは、加齢に伴って心身の活力が低下し、健康障害を起しやすくなった状態をいうということであります。

人間は、健康な状態から虚弱になり、また身体機能の障害等が起きて天寿を全うする、そういった人生と申しますか、そういった生き方になろうかと思っております。

その中でやはり虚弱になっていかに予防をする、それがフレイル予防でありまして、先ほどもお話ありましたけれども栄養バランスのとれた食事とか、社会参加、いろんなところへサロンとかへ参加する、また身体活動とって自分にできる範囲でスポーツや運動をするということによって、このフレイルの予防ができるということであります。

それによって、健康保険料とか介護保険料も抑制できるということでもありますので、この件については健康福祉部のほうで、広報等で市民の皆さんにお知らせをしていただければと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは今回は、2点について質問をさせていただきます。

まず1点目は、公共交通体系についてであります。郡上市の公共交通体系については、それぞれの地域別項目により調査され、またそれぞれの地域の中で自主運行バス、デマンドバス、福祉バス、ジャンボタクシー等々を鑑み、公共交通に係る問題点、また課題等について議論し、市民の足として充足できる範囲の中で市民の負託に応えられていると思っております。

特に、高齢者にとっては病院への通院・買い物等の交通手段にはひとり暮らし、また夫婦のみの世帯など、安定的な幹線公共交通体制を考え、利用目的にあったダイヤの見直しも図りながら利便性を図っていただいております。

こうした市内の公共交通体系については、市内の民間会社を初めとして、充実していると考えますが、先般民間のバス会社であります、白鳥までの高速バスが八幡までとなりました。このことは、高齢者のみならず市外の病院へ通勤している方々、また高校生の通学等を考えたとき、何とかならないものかなあと思っております。

廃止の原因については余りわかりませんので、ここでこの廃止になった経緯と今後の考え方について、担当部長にお伺いをいたします。

○議長（兼山悌孝君） 市長公室長 日置美晴君。

○市長公室長（日置美晴君） お答えを申し上げます。

その民間事業者さんは、岐阜乗合自動車株式会社さん——以降岐阜バスさんと申し上げますが、岐阜バスさんが運行されております高速乗り合いバスの岐阜八幡線ですが、県が管轄する地域幹線交通でございます、国の補助金を受けて運行されてお見えです。

それですから、毎年路線の経営・効率化について関係機関の評価が行われており、その中で生産性の改善などが求められてきておるところでございます。

また、全国的な問題となっております乗務員不足につきましては、同社においても深刻な状況でありまして、バスの運行・運転に必要な大型二種免許の所持者の絶対数が減少しているということとともに、その免許所持者が高齢化を迎えた状態にありまして、このことについては抜本的な改善は困難であるとされております。

これらのことから、岐阜八幡線につきましては、八幡・白鳥間の各バス停の利用状況が、現在においても1日当たり平均0.2人から1.7人と少ないということで、廃止が検討されるということになったようでございます。

この見直しによりまして、長大化している本路線の短縮等これに伴う収支の改善が見込まれますし、乗務員不足という課題に対しましては、限りある人的資源を有効に活用するとともに、働き方改革といった点からも労働時間等の法令遵守を一層推進するため、会社全体の路線の中で合理化を進めようとしたものと考えております。

廃止に至る経緯につきましては、ことし5月に岐阜バスさんから県の地域公共交通協議会に対し

まして、高速乗り合いバス岐阜八幡線のうち八幡・白鳥間の廃止について申し入れが行われ、これを受けまして沿線自治体でございます岐阜市、各務原市、関市、美濃市、郡上市に対しまして、路線廃止に係る対応等に関する意見照会がございました。

本市では、岐阜バスさん主催によりまず地元説明会を6月6日に白鳥町で開催をいただきました。白鳥町の皆さんを中心に約30名の御参加をいただき、廃止の経緯についての説明等意見交換が行われました。

また、6月12日には市の地域公共交通会議を開催しまして、説明会においてのご意見などの報告等あわせ、本件を議題に協議を行いました。会議では、現在御利用いただいております方にとっては必要不可欠な路線かと思っておりますけれども、岐阜バスさんが抱えておられる問題や本路線の利用状況などから、廃止はやむを得ないのではないかと結論に至りましたが、これまで利用されてきた方の移動手段の確保の面から、白鳥交通さんの路線バスや長良川鉄道との乗り継ぎの向上を図るよう意見が付されまして、後日、市と岐阜バスさん、白鳥交通さんによる乗り継ぎ協議を行わせていただきました。

その乗り継ぎにつきましては、郡上八幡駅を乗り継ぎ拠点としまして白鳥交通さんの路線バス、あるいは長良川鉄道のいずれかで白鳥までのおおむねの便で乗り継ぎが可能なことを確認をさせていただきました。

ただし、平日の午前中は白鳥交通さん、長良川鉄道とも便数が少なく待ち時間が長い乗り継ぎもございますので、これにつきましては岐阜八幡線の白鳥系統が廃止となります10月1日以降の御利用の状況でありますとか、御利用された方からのお声をお聞きしながら、引き続きダイヤの見直し等についての協議を行ってまいりたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

(15番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 尾村忠雄君。

○15番（尾村忠雄君） ありがとうございます。

岐阜乗合自動車株式会社——岐阜バスでありますけれども、民間の会社ある以上はやはり営利を目的としやっておられるということでありまして、やはり運転手不足もあり、また乗る人も少ないというような経緯だったかなあというようなことを思っております。

何年か前、八幡白鳥線、また八幡明宝、また八幡和良線等々3路線が廃止され、また岐阜バスの八幡の営業所も廃止されたということでもあります。しかしその後、民間の白鳥交通を初め郡上交通、八幡交通等でカバーをしていただいた経緯があります。

やはり、この白鳥までの高速バスの廃止についても、そういったことを鑑みながら何とかいい形でできればいいなというようなことを思っておりますので、再考していただくよう、よろしくお願いをいたします。

先般、免許を返納した方からこんなお話をお聞きしました。その方は80歳でテレビや新聞等で、高齢者の事故を聞き、これは自分もと思いい免許を返納したそうであります。

そうしたら、自分の田畑や農作業の道具、また肥料等を田畑へ持っていくときとか、また買い物に行くとき、またバス停までの距離があつたりして、そういったことに不便さを感じるということでありました。

せめて区内例えば白鳥町には18区ありますけれども、二日町区とか、石徹白区とか、干田野区とかありますけれども、そういう区内でだけでも乗れる免許があればいいな、不自由が和らぐということでありました。

なかなか、こういったことも難しいことでもありますけれども、やはり返納しなければいけないという気持ちと、免許がなくなればなくなったで不自由さを感じるそういったジレンマがあるということでもあります。

やはり、幾ら歳をとっても気持ちは若いですので、やっぱりこういった気持ちを思い、公共交通については特別な御配慮をいただきたいと思っております。

さて、次の質問に入りますけれども、ここに1通の手紙があります。封書の中の文章によりますと、高齢になり大きな病気をして手術を岐阜の病院で受けて現在は通院をされていますが、その後も奥様と二人で所要時間往復6時間を要し通院し、不遇な日々を綿々と経験し現在も途上だということでもあります。

この方は、80代後半でももちろん運転免許証は自主返納し高速バスで通院していた矢先、先ほども言いましたけれども白鳥までの高速バスの運転が取りやめとなり、交通の不便さとともに苦渋の選択をしなければならなくなったということでもあります。

特に、遠隔地に居住する高齢者の方々はこういったことにはストレスを感じるとともに、ますます高齢化が進む中、こういった方々が増加していくことは間違いないと思っております。

この方は、最後にバス会社の方々が協議されて接続に便利になる時間帯を策定されるよう、最後の御配慮をいただきたい、と締めくくっています。

こういったことを鑑み、今後高齢化が進む中公共交通体系の確立は必須であります。特に遠方への運転、また免許証返納後の交通手段が必要であります。誰もがやがてやってくる高齢化こういった方々の交通手段として、公共交通機関の充実が必要と考えますが、市長公室長にお伺いをいたします。

○議長（兼山悌孝君） 市長公室長 日置美晴君。

○市長公室長（日置美晴君） お答えを申し上げます。

先ほどの答弁でも申し上げをさせていただきましたが、市の地域公共交通網形成計画におきましては、超高齢社会における公共交通の対応を新たな基本方針として掲げまして、高齢者の皆さんの

足の確保に対する施策を展開を始めたところでございます。

具体的に申し上げますと、交通空白地の解消による交通網の拡充ですとか、バス停まで遠いという御要望に対しましては、住宅地を通る運行ルートへの見直しなどを行ってきておるところでございます。

しかし、これらは主に市内の生活交通の維持・確保の観点で取り組んでいるものでございまして、市外の公共交通路線については長良川鉄道と岐阜バスさんの高速乗合バス岐阜八幡線のみが、地域を超えて運行する地域幹線交通となっているのが現状でございます。

これらの地域幹線交通を使って、岐阜市などの遠方の病院へ通院される場合は幾つかの乗りかえが必要であると思っておりますので、大変御不便をおかけしているということは承知をいたしております。

現状としましては、市外への路線がこのように限られている以上、この路線にいかにかスムーズに市内の路線を接続させるかということが重要であると考え、先ほどの御質問にお答えしたような乗り継ぎ協議をこれまでも行ってきたところでございます。

今回、八幡白鳥線が廃止とはなりますが、現在郡上市から岐阜市まで直通で行くことのできる公共交通機関は、この岐阜バスさんの高速乗合バスの岐阜八幡線のみでございますので、市民生活に密接に関係する重要な路線として、何としてもこの路線は維持をしていかなければならないというふうに考えております。

そのためにも、公共交通の利用促進、乗り継ぎの向上などの対策を今後も継続して講じていかなければならないと思っておりますし、東海北陸道において高速バスを運行しておられるほかの大手の交通事業者に対しまして、これまで以上の路線において何とか郡上市を経由していただけないか、また郡上市に停留所をふやしていただけないかということなどを、働きかけをこれまで以上に積極的に行っていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

(15番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 尾村忠雄君。

○15番（尾村忠雄君） ありがとうございます。心ある御答弁をいただきありがとうございます。

鋭意努力をしていただきたい、そう思っておりますので、よろしく願いいたします。

実は、この手紙でありますけれども、私のところへ8月7日付で届いたものであります。まさに、高齢者の公共交通への叫びが書かれています。この手紙は、1通でありますけれども高齢者また市民の声が、この1通の手紙ではありますけれども、そういった方々の声が聞こえてくるように思っております。

ここで市長さんの御初見をお伺いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが、ただいまこの岐阜バスの高速路線、郡上

八幡から北へ向かっていく白鳥までの区間についてはお話のように、10月1日から廃止をするという事になったわけであります。

ただいま、お話にもございました白鳥からこの従来ございました岐阜まで向かう高速バス路線を使っておられた方にとっては、まことに不便極まりないことであろうというふうに思い、まことに申しわけなく思っておる次第であります。

先ほど、室長が申し上げましたようにバス会社のほうにはいろんなまた理由がやむを得ない理由があり、また非常に致命的なことは八幡以北の利用人員が非常に少ないということが、民間会社である以上その他のいろんな運転手不足とかいろんな問題も抱える中で、どうしてもこういう選択をせざるを得なかったということで、私どもも地元の公共団体としてそのことに理解をせざるを得なかったと、そういう思いでございます。

それで、こういう事になったわけでありますけれども、そういう中で市民の皆さんも先ほどもお手紙に読まれましたように、岐阜の病院へ通わなきゃいけないというような事情をお抱えの皆さんがいらっしゃるわけでございますので、次善の策としては先ほども説明がありましたように、できるだけそれでは残る八幡発の高速バスとそれから郡上市内のバスや長良川鉄道との接続を可能な限り御不便のないようにするという事で、従来の例えば岐阜へ行っていただく、あるいは岐阜から帰っていただくというようなことに対して、少しでも不便を和らげる方法ということをとらざるを得ないというふうに思っております。

例えば、その方はどのような御利用をなさっているかわかりませんが、仮に白鳥からの高速バスがなくなったと仮定をしますと、先ほども乗り継ぎの話が出ましたが、例えば白鳥を7時40分のバスで出ていただきますと、8時20分に八幡駅に着きます。8時30分発の10分待ちで、8時30分発の従来の高速バスがございますので、これに乗っていただければ、いわば八幡駅で10分待っていただければ岐阜まであとは高速路線で行けるということになるかと思えます。

あるいは、岐阜で御用を済まされて、例えば岐阜発の16時45分という高速バスにお乗りになりますと、八幡へ18時6分に着きます。白鳥交通のバスが郡上八幡駅からは18時15分に出ますので、例えば9分待ちで白鳥へ19時16分についていただけるというような19時16分とちょっと1時間ですけど、ちょっとあれですか、そういう9分待ちとか15分待ちとかというような比較的耐え得る待ち時間で接続をするものが何本かありますので、やはり岐阜へ行くというときにできるだけ接続のよい時間帯を選んでいただいて、また帰りもしっかりその辺の運行ダイヤを見ていただきながらお帰りをいただくと、いうようなことになるかというふうに思いますので、ぜひともその辺を御理解いただきたいと思います。

また、この方が例えば今の岐阜市内の長森にございます県病院現在の岐阜総合医療センター等へお行きになるというようなことであれば、従来の高速バスに乗って名鉄や岐阜とかJRの岐阜駅お

着きになりますと、そこからさらに今度は逆に少し戻り気味で総合医療センターまで来なければいけないということですが、例えば長鉄で関駅まで行っていただいて関から、関と岐阜を結ぶバス路線で、その路線の途中に長森のところの県の病院に比較的近いバス停がございますので、そこでおりていただくというような乗り降りをしていただくというような、一つのそういう従来とは多分違う経路になりますけれども、そんな路線も御活用いただければ、少しでも従来の便利性から少しは劣るかもしれませんが、そんなふうにやっていただければというふうに思っております。

なお、いつも申し上げておりますが長鉄を使っていただきますと、70歳以上の方で1年間に1,000円の会費を納めていただければ、片道は全て500円玉ワンコイン一個で済むというような運賃の特典もありますので、もしそんな活用の仕方も例えば岐阜の病院へお通いになるというようなときに、よければ試してもらおうということも一つの方法ではないかと思えます。

いずれにしろ、今まであったものがなくなるということは大変不便なことでありますので、私も極力こういう郡上市内の交通だけでなしに、郡上市とその他の地域を結ぶ交通ということについては今後とも可能な限りの努力はしてまいりたいというふうに思います。

(15番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 尾村忠雄君。

○15番(尾村忠雄君) ありがとうございます。

市長さんからは本当に多くのルート、また運賃等について調べていただきありがとうございます。本人、この方もそういったこともわからないことがあろうかと思えますので、また市のほうからもそういった働きかけをしていただき、いろんな話をしていただければと思っておりますので、もちろん私の方からもしますけれどもそういった形で、よろしくお願ひしたいと思っております。

それでは2番目の質問に入らせていただきます。

2番目の質問は農業振興であります。先ほど2番森藤議員が東京のほうへ上京して総務省のほうで勉強してきたということであります。森藤議員は8月23日に行かれたということですが、私は8月20日の日に東京のほうへ行って農業関係について勉強をしてまいりました。

これなぜ行ったかと申しますと、先般統一地方選で3人の比例区のほうで当選されました宮崎雅夫さんという、初めて先生になられた方でありまして、この方が当選されたということで、選挙の前にも郡上市へも3回か4回ぐらい来ていただき、いろんな話を聞いておりました。

その中で、やはり農業土地改良は農業の礎である、そういったことのお話を聞きまして、初めて当選されたということで、これは行っていろんな話を聞いてこないかなということ、私は8月20日の日に行ってまいりました。

その折も、農林水産省のほうから次官の方々に来ていただきいろんな話をお聞きしましたので、それについて質問をさせていただきます。

まず初め、農業振興の一つ国が推奨しているICTを活用した、つまりロボット技術等を利用したスマート農業でありますけれども、これは私3月の議会の一般質問で質問させていただきました。

市のほうの答弁の中で、スマート農業を導入する一つの方策としては、郡上市のような中山間地においては畦畔が多く、導入しようとしても無理があるということでありましたが、私は急峻な畦畔とかそういったところの、例えば草刈り等をロボットを活用した農業が必要であるなあみたいなことを思っておりますので、また再考していただければと思っております。

今回は、農地の権利取得についてであります。土地改良法、また農地法により下限面積要件がいろいろあると聞いていますが、全国的にもそうであります。まず、農業全般については市内一円そうでありますけれども、中山間地域の農業であります。農業については農業者の高齢化また後継者不足、そして農地においては耕作放棄地の面積が年々増加を続けており、そうした中で雑草・病害虫が周囲に飛び、不法投棄も招き環境や景観も悪化されるといったこと、またそれに拍車をかけるのが獣害問題であります。

農業の本来の姿は、現実においては乏しい時代になることを危惧しているのは私だけではないと考えます。こういったことを踏まえ、最大の原因は耕作放棄地の拡大が少しでも縮小していけば農業については明るい未来があると考えております。

また、国からの事業としては農業次世代人材投資事業、また後継者不足については就農給付金事業、また6次化の関係では農業者育成事業等々手厚く守っていただいております。これはまさに、これからの農業にとってなくてはならない事業だと考えます。

今後の農業については、農業の担い手をめぐる問題として担い手の高齢化と次世代の担い手、後継者不足だと考えます。また、新規就農者を増加するためには農業への参入コスト、収益の不安定さを考えなければいけないと思っております。その中で、農業を始めるための土地、農業機械等が問題になってくると思っております。

こういったことを踏まえて、お伺いいたします。

農地の権利取得については、耕作を目的として農地を取得する場合、農地法の縛りもあると思えますし、また農業委員会の関係もあると思えますが詳しく御答弁いただければありがたいと思えますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（兼山悌孝君） 農林水産部長 五味川康浩君。

○農林水産部長（五味川康浩君） それでは、農地の取得についてのお答えをさせていただきます。

農地を新たに取得する場合については、農地法の3条におきまして、いわゆる取得後の面積の下限面積が定められております。こちらにつきましては、広大な北海道で2ヘクタール、その他都府県は一律50アールというふうになっております。

しかしながら、都道府県単位で一律の面積というのは山間部や平野部もあるようなところでは、

現状にそぐわないということから各市町村単位の農業委員会において、現状に即した形で別段の面積、いわゆる面積要件の引き下げを行うことができるというふうになっております。

この引き下げにつきましては、あくまで全国平均より経営規模が小さい地域であって、なおかつ同一の営農条件の中で例えば面積を引き下げたとした場合に、その引き下げ未満の農家の方が全体の4割以上を占めるということ、そしてそういう条件であれば最低面積1反以上の面積で面積の引き下げをすることができるというふうになっております。

岐阜県の一例をとれば、岐阜県の中でも50アール、いわゆる引き下げをされていないところは7市町村ですが、それ以外のところは40から最低で10アールまで面積の引き下げをしておりますし、郡上市につきましては合併前の旧町村から、合併後も引き続き30アールという形で引き下げを実施しておりますので、よろしく願いいたします。

(15番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 尾村忠雄君。

○15番(尾村忠雄君) ありがとうございます。

時間もなくなりましたが、続いて空き家とセットで農地を取得する場合のことについてもお聞きしたいと思います。

○議長(兼山悌孝君) 農林水産部長 五味川康浩君。

○農林水産部長(五味川康浩君) 失礼いたしました。では、お時間ありませんので。

現在は、農地につきましてはいわゆる所有から利用、できるだけ貴重なものを使おうということでのいろんな規制緩和が行われております。先ほど、法律では下限面積がありましたが、特例要件として別段の面積があると。さらに新たな規制緩和として、施行法の中で空き家とセットで農地を取得する場合のさらに面積の下限が引き下げられるということが、全国的に広がっております。

30年の10月現在で、全国で153市町村、岐阜県においてはことしの4月現在で13市町村がその取り組みを行われております。あくまで、これをできるのは空き家バンクに登録された自治体で行う空き家バンクに登録された空き家とセットで農地を売買・貸し付けされたいケースに限りますが、そういったケースの中で例えば地域の中で遊休農地があったり、もしくは地域の中でそういった小規模な農家をふやすことになりませんが、農地集積に支障がないということであれば、こういった面積設定を行うことが可能となっております。

郡上市におきましても、この法律の趣旨の中では農地をいかに使うかということと、そして今般ふえております新規就農者の支援という形の中で、郡上市自身も新規就農者は大変多くの方を支援させていただいておりますし、その多くは移住の方で農地取得ということについては、いろんな御苦労をされている部分がありますし、また定住という形の中では新規就農を本格的ではありませんが、帰農就農者のような郡上へ移住をして農地も構えたいとケースはありますので、ぜひ他市にも

做ってこういった制度を積極的に普及できるよう市としては取り組んでいきたいと思っておりますので、所管の農業委員会に対してこういった制度の導入・公告という形を積極的に働きかけをさせていただければというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

(15番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 尾村忠雄君。

○15番(尾村忠雄君) ありがとうございます。

耕作放棄地、遊休農地についてもやはり自分の土地であることによって、農業にも力が入っていくことだと私は思っておりますので、そこら辺農業委員会とのかかわりもありますので、よく話し合っていただきいい形で農地を活用していただければと思っておりますので、どうかよろしくお願ひしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長(兼山悌孝君) 尾村議員、ちょっと待ってください。

今ここで市長さんより、先ほどのバスの時刻について訂正発言を求められておるので。

市長 日置敏明君。

○市長(日置敏明君) 先ほど、尾村議員のバスの問題で、私岐阜からのお帰りのバスについて16時45分岐阜駅発で18時6分に郡上八幡駅へ着くこの高速バスへお乗りになった場合に、白鳥交通のバスに18時15分に、いわゆる9分の待ち合わせで、白鳥着を19時16分と言っていました。隣のダイヤと見間違えておりましたので、その18時15分に出た場合は白鳥駅へ18時52分に到着というダイヤになりますので、訂正をさせていただきます。

(「どうもありがとうございました」と15番議員の声あり)

○議長(兼山悌孝君) 以上で、尾村忠雄君の質問を終了いたします。

◇ 山 田 忠 平 君

○議長(兼山悌孝君) 続きまして、10番 山田忠平君の質問を許可いたします。

10番 山田忠平君。

○10番(山田忠平君) ありがとうございます。

質問に入る前に、さきの台風15号、この号につきましては、非常に大きな被災をされました千葉県。建物、あるいは農林水産関係、全てのことに大きな被害を受けております。

また停電については、今なお5万戸に及ぶ世帯がまだまだ電気がきていないということで、恐らく復旧には27日ごろまでかかるのではないかとということで、本当に大きな負担と苦勞が千葉県を襲っております。心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧を願うところであります。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回2点であります、消防本部の体制と観光立市郡上のことについてであります。

消防本部体制のことにつきまして、毎年いただいております消防年報、ちょうど30年度分はもういただきましたが、中間報告で6月までのもいただいておりますが、こういった中での今の消防署の体制の中で、特に緊急の関係のことについて取り上げたいと思いますが、緊急の出場件数は30年度では1,905回、日にしますと5.2回が毎日緊急で出動しておるという状況。

それから、ドクターヘリですね、郡上よくドクターヘリが来ておる、極力使わない方がいいのですけれども、これによって本当にとうとい命がつけるといこともありますが、これが30年度には105回。これは県下でも最も多い利用状況だとされております。

また、こういったことに対する緊急の通報関係ですね。110番、119番いろいろありますが、年間を通して3,458回。その中の119につきましては2,908回ほど。

それから、高齢者の各戸へ通報システムが設置されております。設置台数が386回線ありますが、もしそういった方々が、緊急、あるいは心配でということで消防署に通報が入るのが年間で9,046回ということで、本当に消防業務につきましては、消防本部の体制として御苦労にあっております。このことにつきましては、やはり市民の生活の安心、安全につながることでありますので、御苦労をかけております。

その中で、特に、働き方改革、あるいは長時間労働を含めた中で、恐らく本部体制においてもそのようなことを推進されていると思いますが、現場活動にかかわる消防職員が現状の当直人員、そういった中での勤務を行う際の課題について、ぜひとも、まず消防長に伺っておきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（兼山悌孝君） 消防長 桑原正明君。

○消防長（桑原正明君） では、まず最初に消防職員の勤務体制について簡単に説明をさせていただきます。

消防職員の勤務体制は、市役所の職員と同様に、午前8時30分から午後5時15分までの毎日勤務と、それから消防署所等での当直勤務があります。当直勤務は午前8時半から翌日午前8時半までで、1当直の勤務時間は15時間30分。1週間の平均勤務時間は、毎日勤務者と同じ38時間45分になるように調整をしています。

次に、各署所の当直人数、これは署長諸所長を除く人数ですけれども、中署、北署は各22名で3交代で勤務をするため、1当直が8名、7名、7名の勤務になります。出張所等は9名で、同様に1当直が3名の勤務になります。

また、救急車1台につき隊員3名以上で編成することとしているため、最低当直人数は、救急車が2台ある消防署は6名、救急車が1台の出張所等は3名としています。

職員は年間を通して、消防学校や消防大学校への入校、それから救急救命士研修所入所、資格取

得、訓練、研修等への出向がありますし、また休暇等の取得もありますが、この最低当直人数を確保しなければならないため、勤務変更や署所間の応援等で対応しています。

御質問ありました課題としましては、署所の当直人数を確保し、出場体制を維持するために、各種行事や立入検査等は、非番や週休、週休というのはいわゆる土日の勤務に相当するものですが、その職員が対応しています。このため、どうしても非番職員の時間外勤務がふえることになり、週休職員には代休を与えることになりませんが、最低当直人数を確保しつつ代休取得する必要が出てきます。

また、現状の人員で最低当直人数を7名にすると現場活動は充実しますが、各種研修等への出向や、休暇等の取得ができなくなります。出場体制を維持しつつ、職員の負担軽減を図るため、消防本部内の人員配置の見直しや、業務内容の見直し等、よい対応策がないか検討を重ねているところであります。

(10番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 山田忠平君。

○10番（山田忠平君） 今、現状についてお答えいただきました。

ちょうどこの冊子の中に、基準消防力と現有消防力の比較ということの分析が載っております。この中で、今言われました郡上市についてはもちろん、広い範囲でありますし、また面積、それから人口を含めた中での基準的な資機材の設備をどうやってことは希望的にはありますけれども、現在、現有のことでちょっと話しますと、現有体制に対する人員の基準数のことを言いますと、今、それぞれ消防署に配置されておるいろんな資機材の中で、人数にしますと102名ができればあれば、いろんなことがうまくサイクル的には回せるというのが、ここに挙がっておるわけであります。

そこで、今現在の消防署の職員の総数が86名。86名です。そうしますと、ここで各通信102名なのですけれども、通信員の基準数とか、ほか予防要員の基準数、それから、それ以外の基準数いろいろなことを引いて、差し引きをしますと39名の人員が不足。これは、基準的に全部十分体制をとろうと思った場合の基準なんです。だからその中で恐らく上司としては、救急体制、あるいは消防本部の体制をいかにうまく全体的なことを合わせながら、無駄と言っておかしいのですけれども、サイクル的に何とかこう、無理してでも回せんかなっていう状況の中に、今のこの人数が86名ということで設定されておると思うのですが、今、消防長の言われた課題からいろんなことを考えますと、その辺のことについて、救急業務の現状は、やっぱり郡上中、北消防署では救急車2台体制でありますけれども、例えば、その中の1台が出勤するということとしますと、その後の事案が発生した場合にはそこが出れないという状況が現在あるわけです。そういった場合に聞いておりますけれども、その際の他所からの出勤を何回もしておりますが、そういった中でどのような支障が出ておるか、あるいは非番とか代休とか週休者を、そういった中にはやっぱり呼集をして対応せねばいけ

ない、やっぱり緊急の事態が発生することもあると思いますが、そのことについての現状はいかがか、お伺いをいたします。

○議長（兼山悌孝君） 消防長 桑原正明君。

○消防長（桑原正明君） それでは、救急業務の現状についてですが、救急車の台数は先ほど申しましたように、中、北消防署に各2台、南出張所、東詰所に各1台の計6台体制で救急業務を行っています。

救急出場件数は、平成29年は1,828件、30年は先ほど議員が申されたように1,905件と、年々増加しています。平成30年の各署所別の救急出場件数は、中消防署は794件、北消防署は804件、南出張所は192件、東詰所は115件です。

このうち、重篤事案といいまして心肺停止等の事案になりますけど、こういった場合は救急隊が4名出場しております。これは、消防法により各県において協議会を設置し、救急搬送に関する実施基準が定められており、重篤事案は救急隊と消防隊が同時出場するというのを原則として、この対応ができない場合は救急隊4名出場としています。当本部と同規模の県内の消防本部では、重篤事案にこの救急隊4名出場で対応している本部と、救急隊と消防隊が同時出場して5から6名で対応している本部とがあります。中、北消防署では、他本部同様に重篤事案に対して救急隊と消防隊が同時出場できるとよいのですが、人員の関係で救急隊4名出場としていますが、4名出場すると2名しか署に残らないため、そのあとの救急事案は他署所からの出場になります。また、出張所等の重篤事案は、消防署から指令車等で応援出場する体制を取っています。

平成30年の救急出場の中で、この4名対応件数というのは420件で全体の22%になります。火災救急事案は、非番職員の呼集対応をしていますが、救急事案については他署所からの出場する体制をとっています。その際、現場到着が通常より遅延する可能性があります。119番受信時に相手先には現状を説明し理解をお願いしています。こうした他署所への救急出動件数は89件で、全体の5%になります。

今後、消防職員の人員不足に対応するため、消防職員の再任用制度、あるいは定年退職の延長等を念頭に置き、所属部署を考慮するとともに、現場を第一優先として、必要に応じてですけども、人員の増員計画についても担当部局と協議していきたいと考えております。

(10番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 山田忠平君。

○10番（山田忠平君） 内容について、非常に負担、あるいは苦しいと言っては申しわけないのですが、大変御負担をかけて大変な業務をやっていただくのですが、郡上市の職員の適正化についてはもちろん、今までいろんな形で削減、あるいは部署によっては臨時ということもありますけれども、いろんな部署を見ながら、今、私、質問しているのは消防本部のことを質問しておりますが、

市民の安心・安全からいかにそのことをしっかり取り組むかということについての、消防職員の人員体制についてについては、課題があることは事実であります。今、消防長が答弁されたことについてもそうであります。

さることながら、先ほど言いましたように、全て施設資機材の設備をしながら、そのことに十分体制をするための人員確保が、これはやっぱり負担であることもこれも事実であります。

であるならば、そこで最低、資機材、せつかく設備しておりながらも、今、特に働き方改革の中でいろんなことが言われる中で、やはり非番者や週休者を急遽呼び出しをしながらそういうことをやるってことについては、ある程度もう限界でないかってことを今感じました。そのことを含めて、消防職員の最低限の増員異動ってことを考えます。

なかなか消防長、あるいは消防署のほうからは、執行部にどういった、その辺が声が上がってるかわかりませんが、私はここでいろんなデータを見させてもらって今まで見ておるのですが、いろんな時期にぶち当たっているような感じがしましたので、今回質問するのですが、市長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（兼山悌孝君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが、山田議員さんの御指摘のとおり、この消防職員の体制の問題、非常に大切な問題だと思います。市民の安全・安心を日夜守ってくれているわけでありますので、何をおいてもこの消防職員の数というのは、この質の確保とともに、あるいは機材とかいろんな物の装備もそうですけれども、そういうものとともに非常に大切なことだと思っております。

郡上市は合併以来、職員の数を非常に削減してまいりました。これは、その他の行政一般において、職員に、非常にある意味では無理をかけながらやってきたわけでありますが、消防職員につきましては、合併時の消防職員数は75名でありました。これを現在の86名ということですから、一般の職員を削減するという方向とは逆に、少しながらも充実をしてまいったということでもあります。もちろん、合併当初はなかった和良地区の東詰所というようなものをつくったり、そういうこともしてきましたので、必然的に要員が必要になってきたということではありますが、今後も、今、消防長が申しあげましたように、非常に現場は苦勞してくれておりますので、またよく実情を聞きながら少しずつでも改善はしていきたいというふうに思っています。

ただ、先ほどの充足率というのは、一つの理想的なといいますか、なかなか27年度あたりの数字を県の平均値を拝見させていただいても、そのあるべき姿の六十何%というようなところに平均値はあるようでございます。その中で郡上市は、ほぼ真ん中辺にあるということのようでありまして、それでいいのだとは言いませんが、多少そういった面で、すぐには100点満点の配備ということとはできないと思いますけれども、多少なりともじりじりと、そういった職員の、増員というよう

なことも財政の許す範囲の中で考えていかなければならないというふうに考えております。

(10番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 山田忠平君。

○10番（山田忠平君） 市長の答弁ありました。ぜひとも、消防署本部と十分な協議されながら、現状を踏まえて、今後の市民の安心・安全のために取り組んでいただきますように、よろしく願いをしておきます。

続きまして、2点目の観光立市郡上についてであります。

平成29年度に観光立市郡上を掲げ3年目に入ります。観光立市郡上の取り組みは多くの分野にわたり、個々の施設と連結して進めることが重要なことから、オール郡上といいますか、そんな関係で、関係部署間で連携をとりながら、全庁的な推進体制で取り組むことになっておりました。

実際に、各部署でそういったことがどのように連携をしながら事業を実施し、またその、3年目に入るわけですが、やはりしっかりとした庁内での検証や評価を行うことが大切だと思いますが、そのことについてはどのような取り組みをされているのか、お伺いをいたします。

○議長（兼山悌孝君） 市長公室付部長 置田優一君。

○市長公室付部長（置田優一君） それでは、お答えをいたします。

観光立市郡上を推進するための、関係部署間での連携でございますけれども、まず庁内の推進体制につきましては、副市長を本部長とします観光立市郡上推進本部におきまして、総勢25名の体制で庁内における情報共有等を、まずはしっかり行っているというところでございます。

平成30年度におきましては、観光立市郡上を推進するための重点事項というものを選定しまして、事業の進捗の全体管理というものを推進本部で行いました。

それから、今年度の重点事項につきましても、より実効性が高まるように関連事項工程表といったものを作成しまして、特に庁内の幹部会議であります庁議におきまして、進捗状況とか、それから実施事項を適宜報告するなどしまして、情報共有をしっかりと図るとともに、事業のおくれが生じないように、各施策の推進につなげております。

連携の具体例としましては、政策推進課が所管をしております郡上藩江戸蔵屋敷がございます。郡上おどり in 青山の参加を前提としておりましたので、観光課とか、それから郡上八幡観光協会との横連携に重点をおいて事業を進めました。

さらに、郡上市産材を利用したげたづくりを行うため、農林水産部との情報共有も行っています。

また、秘書広報課を通して、港区役所での情報発信を行うことにより、港区職員の参加につながっているとといったこと、あと港区との職員交流研修を実施しております人事課と協力をしまして、事業効果を最大限に高めているといった事例もございます。

それから、今年度から始まった商工観光部所管の観光ウェブサイト構築とか、それからアウトド

アプラットホームの構築、それから郡上市観光連盟の日本版DMO法人化といった取り組みの推進に当たりましては、観光立市推進の庁内プロジェクト会議、これは政策推進課と商工観光部との連携会議になりますけれども、こうした場におきまして、政策の調整、事業の組み立てといったものを、部を越えて行っております。

このほかにも、広報郡上でキラリ☆郡上人とか、郡上の資源を生かし地域の課題を解決する新しいプロジェクトが始まっています。と題したコーナーを設けまして、市民の皆さんの主体的な取り組みを紹介しているといったことや、それから、今年度既に4回特集記事を掲載しまして、これは政策推進課が担当部署と連携をとりながら実行しているものでございます。

あと、事業の検証につきましては、観光立市郡上を推進するために位置づけました取り組みの多くは、総合計画とか、それから総合戦略とリンクをしておりますので、事務事業点検とか、それから地方創生推進会議、ここにおきまして効果検証というものを行っております。それから、先ほど申し上げました関連事業工程表におきましても、事業進捗に当たっての課題、それから今後の計画などについて所管課からコメントをとっておりますので、事業検証に役立てております。

今後、観光立市郡上が中心となりまして、観光立市郡上に込められた願いの具現化を目指して、職員の理解度の向上、庁内連携の強化、これを継続的に進めまして、基本的には現在の推進体制を継承していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(10番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 山田忠平君。

○10番（山田忠平君） 一応、今、担当課のほうでは、それぞれ連携をとりながらということではありますが、ともすると言葉はきついかもわかりませんが、観光立市郡上と掲げながら一向に見えないのではないかってことが、やっぱりこれは言われる人もおります。そのことは市民、我々も含めた責任のことで、それから政策的に進めようとする庁内のことのその一体感、あるいは感覚とかということ、ずれがあると思うのです。その辺のことについてどうかということを探索しながら、また各部署内においてもしっかりとした横の連携、例えば、社会スポーツにするとスポーツツーリズムとか、あるいは農業関係でいけば農泊の関係を含めて、本当にそういったことで観光立市、観光連盟、観光協会、いろんなこととつながってうまくいっているのかということも、検証していかなければいけないと思っておりますので、そのことも含めて、今後、より充実するようなことで取り組みはしていただきたいことを思っております。

観光立市郡上の2つ目でありまして、各部の所管の施設運営について、これは指定管理も含めて質問をするわけであります。

郡上市には、各地域にさまざまな目的で施設が整備されております。これらの施設は、所管課の責任によって適切に管理をされていると思っておりますが、施設の設置目的や利用効果を最大限に上げる

ためには、関係部署が連携することが重要であり、観光立市の取り組みの一つと言えると思います。

特に、昨年6月にオープンしたあゆパーク。PR等で大変注目を集めまして、昨年度では十五、六万人の入場者があったということですが、その多くの観光客が訪れる中で、隣接する、例えば白山文化博物館、この入場者をちょっと見ましたら、資料いただきました。平成29年には、4,217名の入館者があることに対して、30年度は3,628名ですな。ということは、本当にあゆパークを含めたこのことが観光立市、あるいはまたこの今博物館を含めたことと、どうつながっているのかなということ疑問に思うのです。

そのこととか、それから、全てのことをそういうことで効果的に運営をするためには、どのように連携して観光客の集客効果を波及していくつもりなのかということも聞きたいということと、また、8月にオープンした短歌の里の交流館「よぶこどり」古今伝授の里フィールドミュージアムですな、ここもいよいよ先々日、活動が再開されて、恐らく利用客も今後ふえると思うのであります。

また、これからオープンを迎える越前屋、あるいはまちなみ交流館。こういったところにも同じことが言えると思いますが、関係部署間で連携をしつつ、設置の目的や利用効果を最大限に上げて、観光客等の集客効果を波及させるためにどのように取り組んでいくかということがあるわけであります。

そのことで引かかることは、所管が例えばこれ、今言ったことについてほとんど教育委員会所管ですね。そうしますと、観光立市、観光課とのかかわりがともすると密接にいてないのではないかということをおもうのです。

先ほどの古今伝授のフィールドミュージアムのことは、29年度には、天候とかいろんなことがありますので一概には言えませんが、29年には3,650人の入館者といますか、御利用者があって、30年度は3,388人。

それから、特に教育委員会の所管のことを言いますと、高鷲の開拓記念館では、29年度には1,091人が30年度には683名。それから美並のふるさと館につきましては、29年に2,174人が30年度には1,605名。それから、明宝の歴史民俗資料館、ここは29年には729人が30年度に504人。それから、和良の歴史資料館は29年度1,283名が30年度には1,196名ということで、この教育関係の所管するところには、ほぼ右下がりの関係なのです。

このことについて、本当に大切な郡上の観光資源でもあり、また歴史的ないろんな大切なものなのです。入ったり見たり、体験してもらえば、本当にそれぞれの効果があるのですが、それが生かされていないということについては、疑問を呈するところでございます。

たまたま八幡につきましては、歴史資料館はまだ今1年目ですので2,951人。楽藝館についても、当初本当に少なかったのですけれども、今、観光客がふえたということ踏まえて、29年には2,265人が30年度には4,170人ということでふえております。このように、課題があるということで

あります。

先ほど言いました、集客効果を波及していくどのようなことがあるかとか、あるいは部署の連携、そのことについてまた新たな、今、この施設の関係の取り組み、そしてこのことについて以前も質問させていただきましたが、これらの施設がやっぱり最大限に活用するには、観光課が所管、所管は例えば教育委員会であっても、何ていいますか、それを運営したり観光立市に結びつけて最大効果を上げていくためには、やっぱり観光の関係で指定管理をするべきだと、私はそう思って前も質問したことがあります。一体的な関連施設の指定管理、地域によってはもうかるところは指定管理を受けましょう、あと、もうからないところはちょっと外しましょうというようなことがあってはいけないので、むしろ一体的にそのことは相乗効果が上がるような形の指定管理が必要でないかと思うのです。そんなことを提言させてもらって、担当部署の答弁と、それから、合わせて副市長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（兼山悌孝君） 商工観光部長 遠藤正史君。

○商工観光部長（遠藤正史君） 私のほうからは、各施設の状況について、関連部署の連携について少しお話しさせていただきます。

昨年6月オープンにあゆパークの入り込み実績は、先ほどもお話がございましたけれども、平成30年度で16万4,170人。今年度8月末現在で15万3,526人の利用があり、オープンからわずか15カ月で30万人を超える大変盛況な状況でございます。

また一方、先ほどお話がありました、白山文化博物館の入り込みにつきましても、先ほどのお話のとおりですけれども、あゆパークから見たときに3%ぐらいを切るような状況でありました。ただし、今年度からですけれども、あゆパークで岐阜県内学校向け体験プログラムに参加した小中学生に対して、白山文化博物館の入館料のほうを免除しております。こちらがありまして、5月から7月にかけて利用した学校では、市外で2校、市内で1校の計321人の生徒児童さんのほうに御利用をいただいております。そういった意味で、8月末対前年比では、約1.3倍の入館者が増となっております状況であります。

また、昨年の7月ですけれども、白山長滝公園地域活性化協議会及び白鳥北部振興部会ということで、新たな組織が立ち上がってきております。こちらのほうは、清流長良川あゆパークと道の駅白山文化の里長滝を拠点としまして、その周辺の活性化と、白鳥町北部地域の振興を図ることを目的にして、横断的な形になりますけれども組織の、白山文化をキーワードとして周遊ルートの作成であったり、情報発信拠点として白山文化博物館の充実などの事案例について、提案のほうが示されているところであります。

また、大和のほうの短歌の里交流館よぶこどりにおきましては、売店と軽食提供部分につきましては、道の駅やまとの指定管理者に管理を許可しておりますけれども、そういった観光の部分の指

定管理者でありますので、そういった連携についてはこれから期待される場所であると思っております。

また、八幡市街地に建設されます町屋敷越前屋は歴史的建造物として保全、復元し、郡上八幡の町の魅力や町屋の暮らしぶりが見学できる施設とするとともに、郡上のものでづくり、文化等の発信や、地域資源を活用した取り組みを支援するなど、まちづくりの拠点とするものであります。

まちなみ交流館については、伝統的建造物群保存地区を中心に、郡上八幡の町並みを紹介するとともに、観光客が休憩でき、市民との交流や研修、視察なども行えるスペースを兼ね備える施設であります。文化的なものもございますけれども、観光客の利便性も高めたいという思いが入っております。

また、両施設につきましては、八幡市街地の観光施設及び観光スポットなど、観光客が周遊するコース内に位置することから、観光案内マップへの施設掲載や、旧庁舎記念館、郡上八幡博覧館等を管理する、郡上八幡産業振興公社と連携し、散策ルートに組み入れるなど、利用促進を図ってきたいというふうに考えております。

また、商工観光部としましては、着地型観光による地域への経済効果の発現が生まれ、文化教育施設等へも入館者増という相乗効果を図られるように観光客のニーズに合った周遊モデルづくりと、観光商品造成等に努め、市全体での観光入り込み客数及び宿泊者数の増加につながるよう、力を入れていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（兼山悌孝君） 青木副市長。

○副市長（青木 修君） それでは、山田議員さんの御質問ですが、一つはあれですか、まず、さまざまな意味での連携という点でお答えをさせていただくということが1点と、それから施設の有効的な利用をするために、施設同士でどういうふうに連携をするかと、この2点に絞ってお答えをさせていただきたいと思っておりますけれども、まず、庁舎内で観光立市の事業をさまざまに推進をしていくためには、現在のところ、各部署の連携は比較的順調にしているというふうに思います。それは、いわば工程表を作成したということによって、それぞれが今どの程度進んでいるかということについて、各部署がおおよそ理解できているといった点については、まず、ほぼよからうというふうに見ております。

ただ、最も大きな課題としておりますのは、本来その観光立市の事業というのは、市役所のみではなくて、観光の事業者さん、あるいは市民の皆さんが一体となって進めていくというのが本来の大きな目的ですので、その点についてはまだまだ不十分だというふうに考えております。

そうしますと、少しでも今明かりが見えておると言いますのは、アウトドアのグループの皆さん方が一つのグループを結成して、事業を推進していこうというそういう動きが、ほぼこれは今年度

中に固まっていくというふうに思っておりますし、それから、スポーツコミッションにつきましても、準備委員会を設立して、今年度中にスポーツコミッションという形で組織を立ち上げるという動きが進んでおりますので、そういった、いわば、活動をともにするということによって連携の実を上げていきたいということを思っておりますので、市役所の中ではほぼ進みつつあるが、民間の皆さんとの本来でいう観光立市の事業についてはまだまだ道半ばというところですが、明かりは見えているというそういう理解をしております。

それから、施設の利用につきましては、教育委員会が所管をしております博物館、あるいは資料館、こういったものにつきましては、やはり調査研究ですとか資料の保存といったそういう性格がありますので、なかなか指定管理にはなじまないというふうに思っておりますので、やはり市の教育委員会が直接的に管理運営をするということになっておりますけれども、かといって、それがその活用が十分されていなければそれでいいかという問題ではこれは決してありません。そういう意味でそれぞれの館をつないだときに、どういう体験活動ができるかといったことについては、これは教育委員会だけではなくて、商工観光部とも、あるいは先ほどもお話した歴史や文化に興味を持って、そういったことについてこれを観光の一環として取り組もうとしていらっしゃる団体の皆さんとの協議を通じて、より少しでも多くの方に活用していただいて満足度を上げていくということが必要だと思います。

そうしたこと全てにつきましては、やはりどこかで調整をするという機関が必要です。現在のところ、私を中心として観光立市推進本部が務めておりますけれども、そういった中にこれからは観光連盟の方も含めて、できるだけ現場に近い人たちに参加をしていただきながら、適宜、協議機会を持ちながら、できるだけ物事がいろんな人に理解をしていただきながら進めていくように、少しずつでも改善を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

(10番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 山田忠平君。

○10番（山田忠平君） 同感するところが大分ありました。

連携ということで、やはり外部からの人に含めて、あるいは外に向かってはせつかくこの今教育関係の施設の7つの施設それぞれが、大変貴重な、重要な、意義あるあれがありながら、つながっていないのです。副市長言われたとおりです。やっぱり、いかにそれをつないでいくかということが本当に大事かということで、特にそのことについては同感をいたしましたし、最後をお願いしたかったことなのです。それで、副市長言われましたので、ぜひともそういった形になって、恐らく教育委員会として入館者をふやそうなんて施策、ほとんど何もやっていないんじゃないの。まず、申しわけない、発言していればあれですが、努力はそれなりに認めますけど、観光立市と合わせた形のそういう取り組みは、ぜひとも前向きに進めていただいて、全ての施設、あるいは本当のオー

ル郡上の観光立市郡上になっていただくことをお願いをします。

もし教育長、答弁あれば、よろしいですか。ちょっとあればぜひ、せっかくです。

○議長（兼山悌孝君） 教育長 熊田一泰君。

○教育長（熊田一泰君） ただいま、白山文化博物館の場合は、観光とコラボしまして、そこの来た人が体験があるようなときなんかも含めて3交代で使っていますので、そうやってふやすように考えていきたいと思います。

(10番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 山田忠平君。

○10番（山田忠平君） ありがとうございます。

以上で、質問を終わります。

○議長（兼山悌孝君） 以上で、山田忠平君の質問を終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。再開は14時35分とします。

(午後 2時22分)

○議長（兼山悌孝君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 2時35分)

◇ 三 島 一 貴 君

○議長（兼山悌孝君） では、1番 三島一貴君の質問を許可いたします。

1番 三島一貴君。

なお、三島一貴君につきましては、タブレットの使用を許可しておりますのでよろしくお願い致します。

○1番（三島一貴君） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回、私からの一般質問は1点、情報公開発信についてという形で行わせていただきます。過去の私の一般質問で、ICTの絡みのことのために説明をしたことがありますが、ちょっと重なりますが、また再度ちょっと説明をさせていただきたいと思います。

約20年ほど前にインターネットが普及をいたしまして、市民の生活環境が激変をしたのではないのかなと感じております。また、約10年ほど前にスマートフォンというものが普及が始まりまして、今では携帯電話をお持ちの方は、ほぼということでスマートフォンを持ってみえると思います。スマートフォンのこの普及により、どこでも、いつでもインターネットを通じて情報収集ができる環境となりました。

この本議会のこの一般質問の映像も、前回からインターネットで配信されまして、スマートフォンをお持ちの方であれば、いつでも一般質問の状況も見れるような、そんなようなことにもなりました。

また、本市におかれましては、今、光化整備工事が進んでおります。この整備が完成をすれば、この郡上市内全ての地域において、光通信、高速通信が可能になるということで、またまた、生活の環境が変わっていくのではないのかな、ということを考えております。

そのことを含めて、インターネットの重要性というところも含めて、今回質問をさせていただきます。

最初に4つほど、こちらから質問をさせていただいて、回答をいただきながら5つ目に指摘やら御提案やらを含めた最後の質問をさせていただいて、締めくくりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速1つ目の質問に入らせていただきます。

本市が利用している情報発信ツールはどれだけあるのかということをお聞きしたいと思います。

今、言ったようなインターネットを通じて情報発信しているもの、あればインターネットを利用せずに違う方法で情報発信を市民の皆様、または観光に来られる人のために出していると思いますが、本市におかれましては、どれだけの、どのようなツールを使って発信しているのかということ、まず、1つ目にお聞きしたいと思いますので、お願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 三島一貴君の質問に答弁を求めます。

市長公室長 日置美晴君。

○市長公室長（日置美晴君） お答えを申し上げます。

本市では、公式ホームページ、郡上ケーブルテレビの文字放送を含む番組放送やデータ放送、郡上市アプリ、公式ツイッター、この中には全市的な情報提供を行うアカウントや防災専用のアカウント、また、道路や公園の不具合など、日常生活の中で気づかれたことを市民の皆さんから情報提供いただくアカウントの、3つのアカウントがございます。

次に、登録制の郡上市配信メール、広報郡上、防災行政無線、観光情報専用のフェイスブック、エリア内のスマホなどに一斉に緊急情報を発信する防災専用のエリアメールといった9種類の広報媒体を保有しております。その中でも特にホームページは、情報量が多く、例えば、広報郡上を毎月、当月分を初めとしまして過去5年分を掲載しておりまして、同時に先ほど申されましたようにスマホなどの端末においても閲覧することができます。また、ことしの7月からは情報の迅速性、拡散性の高い公式ツイッターを開設をいたしまして、情報発信のみならず、市民の皆さんからの情報提供を受けるなど、双方向による情報共有の取り組みを始めたところでございます。

（1番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 三島一貴君。

○1番（三島一貴君） 本当に、9種類もたくさんのツールを使って情報発信をされているということでもあります。中には、インターネットをされていない方、または、スマートフォンをお持ちでない方もみえますので、インターネット以外、いわゆるケーブルテレビとか、そういったことでの情報発信、または広報郡上で紙媒体での発信、または告知端末放送で音声の発信ということで、本当に市民の皆様において、皆様にこういった形で情報発信しているのは、また、今後ともよろしくお願ひしたいと思っております。

2点目の質問に入らせていただきます。

ホームページによる情報公開発信の目的はということですが、今、部長からの答弁がございましたが、公式ホームページ、平成30年度の決算での数字でいきますと298万2,960円、先日の決算認定特別委員会で発表されました。平成30年度にこの金額をかけられて、公式ホームページの全面リニューアルをされたということでございます。ホームページのバリアフリー化、スマホ対応、外国語翻訳機能と読み上げ機能の導入ということでありました。

また、30年度の決算でいきますと、年間管理料といたしまして65万3,400円、これだけの金額をかけられて、この公式ホームページの運用をされておるということでありました。

ここで一つお聞きしたいと思いますが、郡上市といたしましては、このホームページにこれだけお金をかけて、まずはリニューアルをされて、そして今後、こうやって情報発信をする目的、それを一つお聞きしたいことと同時に、今、このホームページがどれぐらいの方に閲覧されておられるのか、いわゆるアクセス数と言うんですが、そちらのほうの状況も教えていただきたいと思っております。

○議長（兼山悌孝君） 市長公室長 日置美晴君。

○市長公室長（日置美晴君） 市の公式ホームページは、市民生活にかかわる各種のお知らせでありますとか、市政の情報提供、市外に向けた観光PR、あるいは移住・定住施策のPRなど、郡上市に関する情報をタイムリーに発信することはもとより、アカウントビリティ、これは説明責任と訳されますが、その確保の一端を担うとともに、市政全般の取り組みの方向性や目指す将来像などを自治体としての姿勢として、広く市内外に示す市政広告の役割を担うことが期待されております。

リニューアルに関しましては、市のホームページがJ I S規格に沿って構成はされておりましたが、前回のリニューアルとなりました平成22年度以降、J I S規格が2度にわたって改定されておりました。障がいをお持ちの方や高齢者等への支援の充実を初め、社会的環境の変化などに対応すべく改訂されましたJ I S規格に則したホームページの改修が必要となってきておりました。改修に当たっては、アクセシビリティ、これは年齢や身体条件、利用する閲覧環境等に関係なく、誰もが情報や機能を支障なく利用できることを言いますが、その向上はもとより、ユーザビリティ、これは使いやすさのことをいいますが、その向上についてもできる限りの対応を図るなど、利用者の

満足度を高めることに努めました。

今後は、一人でも多くの人に市のホームページをごらんいただけるよう、魅力的なオープニングページをつくることや、必要とする情報にたどりつきやすい構成と情報の集約、あるいは、市が保有する他の媒体との連携に努める必要があると考えております。また、市政広告の役割を担うべく、閲覧者の情報源としての正確かつ適正な内容の掲載に努めるとともに、郡上市の自然環境や文化、営農、食、特産品など、市自慢の一品を積極的に発信しまして、郡上市の魅力を最大限に伝えていかなければならないと思っております。

それから、ホームページのアクセス数ですけれども、ホームページのアクセス解析で最も一般的な指標でございますページビュー数ですが、これは閲覧されたページ数の延べ回数です。

平成30年度中の月平均では16万341回、1日平均にしますと、5,345回となりますが、昨年は7月の豪雨災害による影響等もありますが、7月及び8月の閲覧数が例年に比べ特段に多い状況となりました。なお、リニューアル前後のこのページビュー数の比較をしてみますと、リニューアル前としましては、昨年は、今言いましたように豪雨災害の影響がありましたので、一昨年と比較しますが、平成29年の1月から8月までの月平均は12万3,031回、1日平均にしますと4,050回となります。また、リニューアル後のことしの1月から8月までの月平均では13万7,225回、1日平均にしますと4,518回と、リニューアル後のページビュー数は約12%ほど増加している状況でございます。

以上です。

(1番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 三島一貴君。

○1番(三島一貴君) 目的はわかりました。また、このことに関しては、また、最後にお話をしたいと思いますが、このアクセス数、この数字というのは一日4,000から、30年が4,500ほどってことでありましたが、かなり大きな数字だと思っております。やはり、市民の方が見られておったり、または、観光客、郡上市を訪れる方が郡上市はどんなどこなんだろうということで、まず、この公式ホームページを見られるんじゃないだろうということで、この数字は結構な数字だと思っております。

続きまして3番目の質問で、情報発信に当たりルールはということで質問を挙げておりますが、こうやって、さまざまな情報を市民なりと公開をしておりますが、それに情報発信をするに当たっての決まりごとというものがいいのかということと、その情報を発信するに当たってどのような仕組みで挙げられているのか、その仕組みというのは機械的な話ではなくて、各部署で誰々の許可を得て出すのかとか、そういった部署での仕組みを知りたいということと、まず、最初に通告しておりますが、総合管理している部署はどこなのかと。

多分、きょう御答弁で、市長公室長が御答弁されていますので、秘書広報課なのかと思いますが、

そのあたりも教えていただきたいと思います。

○議長（兼山悌孝君） 市長公室長 日置美晴君。

○市長公室長（日置美晴君） 9種類の広報媒体につきましては、秘書広報課を初め、情報課、総務課、観光課などが、それぞれ所管をしておりますが、運用に際しましては、目的が限定されておりますエリアメールや配信メール、また、観光に特化したフェイスブックを除きまして、秘書広報課が管理をし、発信をさせていただいております。

広報媒体の現在の運用手順につきましては、公式ホームページ、郡上市ケーブルテレビ、ツイッター、広報郡上及び防災行政無線放送は、情報発信元の各課が、担当者が発信したい内容を起案して課長決裁を受けます。秘書広報課長がそれを承認の上、掲載や放送の手続を行っておる現状でございます。なお、観光専用のフェイスブックでありますとか、防災専用のエリアメール、それから配信メールサービスにつきましては、情報を所管する各課で掲載、発信の手続が行われております。

市が発信すべき情報か否かの判断基準としましては、市や他の行政機関等が行う事務事業については、発信の対象とするほか、事業の目的や内容が市民の福祉の増進等に寄与すると認められるもので、公共性があるものについても、各種媒体を通じて情報発信を行うこととしております。なお、無線放送につきましては、放送業務の運用についてなどの内部規定の中で放送の可否事項を整理しておりますし、また、郡上ケーブルテレビにおきましては、郡上有線テレビジョン放送番組基準というのが設けてございまして、それに基づく適正な放送内容となるよう努めておるところでございます。

（1番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 三島一貴君。

○1番（三島一貴君） 順番に行きます。続きまして4番目の質問に入ります。

職員のスキルはということで、4番目の質問をつくっておりますが。

今のどこにも求人募集をいろいろ見ておりますと、必ずワード、エクセル程度ができる方、パソコンの操作ができる方ということで、もうパソコンの操作、ワード、エクセルの操作というのは、もう当たり前の時代となっております。

そんなところで、本市におかれましては職員の方は、もうほぼ全ての机の上にパソコンが置いてありますので、皆さんにおかれましては、本当に基本操作というものはしっかりできておられるのではないのかなと思っておりますが、この、今、話をしておりますインターネットに対する、いわゆるウェブに対するスキルはどうなのかということを質問したいと思います。

ウェブに対するとってもさまざまなものがありますが、一般的にウェブ、インターネットと言うと、まずは、セキュリティ上のスキルが必要になってくると思います。やはり、安全にインターネット閲覧することとか、ここは安全だとか、そういったことの判断ができるスキル。

そして、あとSNSですね、いわゆるツイッター。先ほどありましたツイッター、フェイスブックとか、そういったことの操作のことやら、あとは肖像権とか、そういったことの問題もあると思います。

またもう一つは、ホームページ絡みでいきますと、HTML、ちょっと専門用語になりますが、そういった方式のほうのスキル、そういったことは、職員に対してはどのようになっておられるのかということをお聞きすることと、そういった研修会ということはやっておられるのか、または、勉強会などを積極的に行っているのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（兼山悌孝君） 市長公室長 日置美晴君。

○市長公室長（日置美晴君） 市の職員に対しましては、情報の専門家を招いた情報セキュリティ研修等を定期的に自庁で開催をしておりますし、こういうことで情報セキュリティに関する意識と知識の向上は図っているところでございます。また、市町村研修センターが主催しますパソコン講座、ということで基本的な操作はできますけれども、パワーポイント等も含めた取り扱いについて勉強をさせるということで、そういった研修にも受講をさせておるところでございます。

そういったことで、市職員の業務遂行能力の向上とそれから組織としての情報セキュリティレベルの向上には努めているところございますが、御指摘の専門的な深い研修については行っていないという状況であります。しかし、こういったウェブもそうですけれども、高い情報技術や知識を備えた市職員というのは、本当に全くのごく少数でございますので、それは課題として捉えております。

今後は、一定レベルの市情報技術者等の育成、もしくは採用も考えなければならないかもしれませんが、そういったことも、今後検討していく必要があるというふうに認識しております。

（1番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 三島一貴君。

○1番（三島一貴君） 4つの質問を淡々と進めさせてもらいまして、答えていただきましてありがとうございます。

これからが私の本番というか、一般質問の本番に入ります。

今後の情報発信方法についてという、5番の質問をさせてもらっておりますが、私もホームページを見たりとか、市のこういった情報発信のものを見たりとかしておりますし、または、市民の皆様からもいろいろな指摘を受けております。そんなことを含めて、今からこの5番目の質問に入りたいと思いますが。

例えば、普段、生活をしていきますと、まず、告知端末放送での話でいきますと、皆さんの今、この新しいのがついて宅内におれば宅内の機械から発信をされます。大体、宅内におれば、比較的聞こえるというか、聞きやすく理解はできるんですが、外にいるときに、外のスピーカーから放

送が案内されるんですが、聞こえにくいんですね、場所によっては。そのときに「今の放送は何を言っていたんだろうかな」という確認ができなかったんです。それは総務部長にお聞きをいたしましたら御回答をいただきまして、防災無線テレガイドという仕組みでやっておりまして、聞き逃した場合は、そういった専用電話番号が2回線ありまして、そこに電話をかければ直近放送された6件までが確認ができるというふうでございました。そういったことで、一応、聞き漏らしたときには、そういった方法になつとるようでございますが、まず、でも本当に生活している中でよくあります。外にいて「あれ、今何言っただろうな、何か重要なことなんだろうかな」なんて気になって、よく気になることがあります。

また、ケーブルテレビを見ておりますと、先ほどありましたように文字放送とか含めたりとか、文字放送とかでいろいろなイベント案内とかもしております。あれも時間が、表示されている時間があって、たまたまケーブルテレビをつけたら、その告知をしとるんですが、パッとタイミングによっては変わっちゃいます。「あれ、今何の告知だったんだろうな、何の、あのイベントだろうな」ということはわかるんですけど、「いつやるんだろうかな」とか、「あれ行きたいけど何時からなんだろうかな」と、詳細を知りたいときにも、また、それをワンサイクル待たないと見れないというようなこともございました。

広報郡上の広報誌がうちに届いて、あれも月初めに届くんですが、たくさんのチラシも、イベント紹介のチラシが入ってきます。毎回とってあればいいんですが、頭の中には入って、たまたまそのチラシがなくなつて、あのイベントどうだったんだろうなといったときに、調べる方法がないななんてことも常日ごろ思っております。

ことしの郡上おどり、白鳥おどりは盛大に開催されましたが、台風が来られまして8月15日は、最初は開催を危しまれたんですが、白鳥おどりも郡上おどりも開催するということになりました。

白鳥おどりは、白鳥観光協会が基本、管理をしておるといふか、白鳥おどり実行委員会なんですけど、ほぼ白鳥観光協会の事務局でいろいろな情報発信をしております。フェイスブックで白鳥おどりは開催されます。しかしながら、夜中に中止となりました。郡上おどりも同じようにインターネットで公開されましたが、郡上市観光連盟のホームページを見ましたら、郡上おどりの中止の案内はされておりますが、白鳥おどりのことは一切触れてはおりませんでした。

また、その後に道路の通行止めが、朝ございました。地域におかれましては、休み明け、連休の方もみえまして、仕事もされている方もおりましたが、道路の通行止め情報も気になっておりまして、告知放送ではよく放送されるんですが、郡上市のホームページを見ても、なかなか掲載が出てこない。そのころ、ではどうなっているんだろうなということも常に気になっておりました。

あとほかに、郡上市アプリには載っている情報を結構見るんですけど、郡上市アプリにしかない、ツイッターだったらツイッターにしかない、そんな形で、これは僕、平成31年の予算委員会のとき

にも発言をさせてもらったと思いますが、こちらには情報は載っているけど、こちらにはない。そんなような形で、九つのツールを使ってさまざまな発信をしているだけであって、情報の集約ができていないのかなと思います。今言ったように、こちらに、郡上市アプリには、さっき言った通行止めの情報は郡上市アプリには載ったんですね。だけど、公式ホームページにはちょっとおくれながら載ったとか、公式ホームページを見ておると、道路の通行止め情報はこちらを見てください、その中入っていくと国道のホームページに飛んでいって、それからなかなか郡上市のどこが通行止めなんだという情報にたどりつけなかったりとか、結構、情報を探すのに手間がかかるというかそのような形で、本当にばらばらに発信をされているということで、きょうずっと質問をさせていただきましたが、この公式ホームページというものを、公式、いわゆる郡上市の代表的な情報発信のツールであるものですから、それが中心となって、例えば、市民の方でもそこへ見にいけば、とにかく何でも情報が載っているという状況をしないと、このいろんな9種類のある方法で個別に発信されておっても、片や知ってるけど片や知らないよ、ということが偏ってくると思うんです。そんなことで、中心的な存在をやはりこの公式ホームページを使わないといけなかなということ、きょう、こうやって一般質問させてもらっているんですが、まず、そのあたりについては、部長のほうでどう思われているのかということで、質問させていただきたいと思います。

○議長（兼山悌孝君） 市長公室長 日置美晴君。

○市長公室長（日置美晴君） 市が保有いたします9種類の広報媒体につきましては、情報発信容量の違いでありますとか、即時対応能力の違い、あるいは受信側の環境の違いなどから、一つの情報を各種媒体が同時に発信を行うということは不可能でございますので、各種媒体の特性に応じた情報発信とせざるを得ないというふうに思っております。

しかし、いかなる広報媒体によっても市民の皆さんなどに確実に情報が届くよう、課題等について整理するとともに、各種媒体の利点を生かし、弱点を補完するよう相乗的な活用が必要であると考えております。

ただいま御指摘がございましたように、今後につきましては、情報発信容量の大きい公式ホームページでありますとか、ホームページを見られない方にとっては、ケーブルテレビのデータ放送を御利用いただくなどの情報発信を市の中心的な機能といたしまして、各分野からのお知らせなど、全ての情報を両媒体で発信することができれば、情報を得ようとする方は、必要なときに必要な情報を取得することができるんじゃないかというふうに考えます。

また、郡上ケーブルテレビのデータ放送は、郡上市アプリに連動しておりますので、スマホなどの端末にも配信されることとなります。加えてそれらの情報のうち、重要性や話題性なども踏まえまして、また、広報郡上への掲載でありますとか、防災行政無線での放送、郡上ケーブルテレビの番組制作、さらにはSNSの活用についても連携が広がっていくというふうに考えています。

御指摘の事例のような深夜でありますとか、緊急対応につきましては、人的な問題から即座に市の公式ホームページに掲載するという事は、なかなか難しい面もあるかなと思っておりますので、そういう催し物につきましては、まず、第一に催し物の責任を持っていただいているところが、あらかじめ対応を決めておいていただき、情報発信を行うことのできる体制を、まずはとっておいていただくことが必要ではないかなというふうに思います。そのような場合においても市としては、二次的な情報発信を含めまして、どのような対応が可能かについては、今後検討してまいりたいと思います。

なお、そのような広報媒体の相乗的な活用に向けまして、各分野から漏れのない情報提供の徹底を図ってまいりますとともに、各種媒体の機能や有効な運用のための整理等につきまして、関係各課との調整を図り、全庁統一した運用を、今後目指してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(1 番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 三島一貴君。

○1 番（三島一貴君） まず、インターネットをやられていない方もスマホを持っていない方もみえますので、今、部長が言われたとおり、広報郡上やあとケーブルテレビの情報発信・告知端末放送はもちろん重要でありますし、また、インターネットがある方は公式ホームページというようなことです。

それで、ちょっとここは専門的な話にもなるかもしれませんが、紙媒体でイベントチラシを打ちますよね。それって印刷するときとか、そのデータというのは必ずあるんですよね。例えば、それをPDFでもらって、それをホームページにイベント情報の案内で、そのPDFを張りつけて書けば、すぐホームページに載せられることだと思うんです。今、見てみますと、先ほど言ったように紙媒体では出てきますが、そのイベントのことはホームページじゃ何も書かれていない。そんなことですので、その紙を、チラシをつくる前段階に必ずデータがあるものですから、そういったものを張りつけることは、まず、絶対可能であると。

それで、さまざまなインターネットを使ったツールがあります。何か手を広げ過ぎとるだけなのかなというのは正直思っております。でも、こういったさまざまなツールは、やはり今、このインターネット、スマートフォンが普及してから皆さん使われておりますので、そのツールごとにとってメリットとか、いいところはたくさんありますので、それを上手に使い分けてもらえれば、すごくいいものになると思います。

先ほど、夜間のこととか職員の対応ってことがございました。あえて4番目に職員のスキルはってことを質問したのは、そこなんです、職員の皆様がそういったスキルを持っておれば、例えば、ツイッターに投稿することってすぐできますよね。例えば、告知放送の話でいきますと、必ず原稿

を読まれるんですよね、その読まれた方が読んだ後にツイッターにあげれば、告知放送の案内はツイッターで公開ができると思うんです。

いろんな自治体のホームページを見とりましたら、お隣の美濃市さんは、今の告知放送された内容が公式ホームページのところのトップに、今の放送はってことで文章が出ていました。それ、総務部長と話していたんですけど、多分それは自動化だと思うんです。告知放送とホームページが自動化で連携しておって、自動でやってくれる仕組みだと思うんですけど、そこまでやると多分膨大な予算がかかります。

だから、さっき言ったように必ず読む人は、夜間であろうが休日であろうが、放送を読まれる方がみえますので、そういった方が、皆さんがスキルを持っておれば、即時にツイッターを打てば、ツイッター発信ができる。そうすると、先ほどの告知放送は何だったとかそういうこと使えます。ツイッターで発信しとるだけでは、ツイッターを見とる人じゃないと見られませんが、ツイッター・フェースブックというのは、ホームページに張りつけることができるんです。郡上市の公式ホームページをポンと出したら横枠とかにそのツイッターの子画面が表示されるんです。そうすると、そこがリンクしておって、そこがどんどん更新されれば、公式ホームページ上のツイッターの子画面も最新イベントに変わって、最新情報に変わってきますから、そういうふうに上手に連携をしていけば、公式ホームページを更新しなくても、ツイッターと連携しておくことによって、公式ホームページの表面上がどんどん最新情報になっていく、そんな仕組みもございます。

また、そのアプリでもいろいろケーブルテレビ等のデータ放送との連携をとられるということであれば、もう少し公式ホームページにスマートフォンアプリのことももっと掲載してこちらにも詳細な情報がございますということで、ホームページから誘導するような仕組みをつくってもらえれば、先ほどから言っていますように、まずは、公式ホームページがこの郡上市の窓口なんだと、とにかく何かあれば郡上市のホームページを見れば、全ての情報が何かかんら得られるという状態に私はしなければならぬと思っているんです。

そのあたりも、職員のスキルが大変大切なところになっているものですから、積極的にそういった勉強会とか、そういったスキルを取得してもらおうようにして、やっていただきたいと思います。

一番怖いのは、よくわからないからとか、ちょっとこの辺は苦手分野だからやらないよ、それが一番心配です。宝の持ち腐れになってしまって、せっかく、お金かけたホームページも活用されなければ、意味がないと思いますので、そういったことでどうか活用できるような方法を見つけていただいて、とにかく、そんな形での情報発信をしていただきたいと思います。

また、必ずルールをつくっていただきまして、例えば、そういったイベントの情報発信をするのであれば、例えば、情報発信、これは郡上広報のチラシに入れる、そのときにはホームページにもこういった形で載せるんだよ、という、そういったルールづくりもしてもらえれば、各担当者がこ

こへ出すときに「あっ、こっちもやらなければいけない、あっ、こっちもやらなければいけない」
っていうそういった一貫したルールができれば、そういったものにしてしまえば、情報発信が整っ
ていくと思います。

そういった形で御指摘をさせていただきたいと思います。

もう、最後にもう一度、このあたりを含めて、市長公室長、どのようにお思いなのかお聞きした
いと思います。

○議長（兼山悌孝君） 市長公室長 日置美晴君。

○市長公室長（日置美晴君） 御指摘をありがとうございます。

我々ももっと専門的な勉強しないといかんなあというふうに思いますが、ツイッターで誰でも上
げられるということは理解できますが、ただそこで、先ほども申し上げましたように、市の公式
ホームページ・ツイッターとして責任が出てまいりますので、その掲載する文章の責任を誰が持
つのかということもありますし、そういったこともルールづくりでできるのかもしれませんが、そ
ういった課題も出てくると思いますので、よく研究して、皆さんがわかりやすい広報を推進してい
きたいというふうに思っておりますので、よろしく願います。

（1番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 三島一貴君。

○1番（三島一貴君） ありがとうございます。

本当に、しっかりしたものを十分に活用できるような研究と勉強をしていただいて、市民のために
わかりやすい情報発信をしていただきたいと思いますので、これで私からのきょうの一般質問を終
わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（兼山悌孝君） 以上で、三島一貴君の質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（兼山悌孝君） これで、本日の日程を全て終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。御苦労さまでした。

（午後 3時10分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 兼 山 悌 孝

郡上市議会議員 山 田 忠 平

郡上市議会議員 古 川 文 雄